

令和3年1月

ご担当者様

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤政和

厚生労働省 令和2年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」
にかかる調査への協力について（ご依頼）

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、日本ソーシャルワーク教育学校連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業の補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでおります。

一昨年6月に社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格ともに令和3年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。

本事業では、地域において住民のニーズに適切に対応し、支援を行うことができる社会福祉士・精神保健福祉士を養成するため、新たなカリキュラムによる教育方法等について調査研究を実施するもので、全国の自治体を対象に、市区町村「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」に関する調査を実施することといたしました。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、本調査票に記入の上 令和3年1月31日(日)まで（消印有効） に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査票への記入は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業 ご担当者様に回答をお願い申し上げます。

ご多忙のところ恐縮に存じますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において都道府県・市区町村・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ 本事業の協力団体（順不同）

全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉協議会
日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局（担当：早坂）
〒108-0075 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館5階
TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 E-mail：jimukyoku@jaswe.jp

『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける研修のあり方に関する調査研究事業』

厚生労働省令和2年度 社会福祉推進事業

市区町村「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」に関する調査

2020年1月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

調査票番号

M-473812

←番号は記入不要です

《 調査へのご協力をお願い 》

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業 ご担当者様へ

この調査は、市区町村の「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」についての実態をお伺いし、今後の福祉・介護人材確保を進めていく上で参考となるデータを収集することを目的としております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、厚生労働省令和2年度社会福祉推進費補助金により実施するものです。

令和3年1月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

会長 白澤 政和

キ
リ
ト
リ

《 ご記入にあたって 》

- ◎ 回答のご記入は、**地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業担当者様**にお願いいたします。
- ◎ 回答は、該当する番号に○をつけて下さい。なお、一部必要事項を数字、言葉でご記入していただく場合がありますが、その場合には、所定の位置に記入して下さい。
- ◎ 回答を記入する際には、**黒色または青色の筆記具**ではっきりとお書き下さい。
- ◎ ご回答いただきました調査票は、**2020年1月31日（日）までに同封の返信用封筒にて切手を貼らずに郵便ポストへ投函**して下さい。
- ◎ 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。
- ◎ 回答について、わからない場合は、関係部局等に問い合わせの上ご回答ください。

〈お問い合わせ先〉

日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局

〒108-0075 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館5階

TEL : 03-5495-7242 FAX : 03-5495-7219 E-mail : 2020suishin@jaswe.jp

担当 : 小森(こもり)、杉本(すぎもと)、早坂(はやさか)

I 貴自治体のことについてお聞きします。

問1. あなたの自治体は何都道府県にありますか。あてはまるものに○をつけてください。

1 北海道	13 東京都	25 滋賀県	37 香川県
2 青森県	14 神奈川県	26 京都府	38 愛媛県
3 岩手県	15 新潟県	27 大阪府	39 高知県
4 宮城県	16 富山県	28 兵庫県	40 福岡県
5 秋田県	17 石川県	29 奈良県	41 佐賀県
6 山形県	18 福井県	30 和歌山県	42 長崎県
7 福島県	19 山梨県	31 鳥取県	43 熊本県
8 茨城県	20 長野県	32 島根県	44 大分県
9 栃木県	21 岐阜県	33 岡山県	45 宮崎県
10 群馬県	22 静岡県	34 広島県	46 鹿児島県
11 埼玉県	23 愛知県	35 山口県	47 沖縄県
12 千葉県	24 三重県	36 徳島県	

問2. あなたの自治体の種別について、あてはまるものに○をつけてください。

1 政令市	2 中核市	3 政令市及び中核市以外の市	4 区	5 町	6 村
-------	-------	----------------	-----	-----	-----

問3. あなたの自治体の人口についてご記入ください。

令和2年8月末現在： _____人

問4. あなたの自治体の令和2年4月1日現在の全職員数及び民生部門の職員数について、総務省の地方公共団体定員管理調査の数字をご記入ください。

全職員数	_____人	民生部門職員	_____人
------	--------	--------	--------

問5. あなたの自治体の、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下、モデル事業）」の2つの事業（地域力強化推進事業と多機関の協働による包括的支援体制構築事業）の実施状況をお答え下さい（実施している箇所に○印をご記入ください）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
地域力強化推進事業					
多機関の協働による包括的支援体制構築事業					

II あなたの自治体の、今年度（2020年度）のモデル事業の委託の状況をお答え下さい。

問6-1. 地域力強化推進事業の実施についてお答え下さい。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 1 委託していない（自治体直営で実施している） | 2 委託している → 副問へ |
|-------------------------|----------------|

副問 委託先で該当するものに○印をつけて下さい（複数の場合はすべて）。

- | | | |
|-----------|---------------------|-------|
| 1 社会福祉協議会 | 2 社会福祉法人（社会福祉協議会以外） | |
| 3 医療法人 | 4 NPO 法人 | 5 その他 |

問6-2 多機関の協働による包括的支援体制構築事業の実施についてお答え下さい。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| 1 委託していない（自治体直営で実施している） | 2 委託している → 副問へ |
|-------------------------|----------------|

副問 委託先で該当するものに○印をつけて下さい（複数の場合はすべて）。

- | | | |
|-----------|---------------------|-------|
| 1 社会福祉協議会 | 2 社会福祉法人（社会福祉協議会以外） | |
| 3 医療法人 | 4 NPO 法人 | 5 その他 |

III 今年度（2020年度）モデル事業の地域力強化推進事業についてお聞きします。

今年度地域力強化推進事業を実施していない場合は、問9にお進み下さい。

問7. 地域力強化推進事業における「地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」において、支援の対象となっている者には、どのような者を想定されていますか。下記の当てはまるものすべてに○印をつけて下さい。

- | | | |
|--------------|------------------|-------------------|
| 1 相談支援包括化推進員 | 2 社会福祉協議会の職員 | 3 生活支援コーディネーター |
| 4 民生・児童委員 | 5 ボランティアコーディネーター | 6 コミュニティソーシャルワーカー |
| 7 地域住民 | 8 その他 | |

問8. 地域力強化推進事業における「地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備」において、「相談を受け止める人」としては、どのような者を想定されていますか。下記の当てはまるものすべてに○印をつけて下さい。

- | | | | |
|--------------|---------|-----------|-----------|
| 1 相談支援包括化推進員 | 2 社会福祉士 | 3 精神保健福祉士 | 4 介護支援専門員 |
| 5 相談支援専門員 | 6 介護福祉士 | 7 看護師 | 8 保健師 |
| 9 その他 | | | |

**IV 今年度(2020年度)モデル事業の多機関の協働による包括的支援体制構築事業についてお聞き
します。今年度多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施していない場合は、問14にお進
み下さい。**

問9. 相談支援包括化推進員の配置形態とそれぞれの配置人数をお答え下さい。

専任・専従 _____人 (配置していない場合は0を記入して下さい)

兼任 _____人 (配置していない場合は0を記入して下さい)

問10. 相談支援包括化推進員の配雇用形態とそれぞれの配置人数をお答え下さい。

常勤正規職員 _____人 (配置していない場合は0を記入して下さい)

常勤臨時職員 _____人 (配置していない場合は0を記入して下さい)

非常勤・嘱託職員 _____人 (配置していない場合は0を記入して下さい)

問11. 相談支援包括化推進員を配置している機関をお答え下さい。下記の当てはまるものすべてに○印をつけ
て下さい。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 自治体内の相談窓口 (福祉課、保健課など) | 2 社会福祉協議会内の相談窓口 |
| 3 地域包括支援センター | 4 生活困窮者自立支援制度の自立相談窓口 |
| 5 地区センター (公民館) | 6 その他 |

問12. 相談支援包括化推進員が保有している資格をお答え下さい。下記の当てはまるものすべてに○印をつけ
て下さい。

- | | | | | |
|--------------|---------|-----------|-----------|-------|
| 1 相談支援包括化推進員 | 2 社会福祉士 | 3 精神保健福祉士 | 4 介護支援専門員 | |
| 5 相談支援専門員 | 6 介護福祉士 | 7 看護師 | 8 保健師 | 9 その他 |

問13. 今年度(2020年度)のモデル事業の実施において、社会福祉士あるいは精神保健福祉士の資格保有者
を積極的に活用されていますか。下記の当てはまるものに○印をつけた上で、副問にてその理由をお聞か
せください。

- | | | |
|--------------|------------|--------------|
| 1 積極的に活用している | 2 まあ活用している | 3 とくに活用していない |
|--------------|------------|--------------|

副問 ご回答の理由をお聞かせください。

問 14. 次年度(2021年度)から実施される予定の「重層的支援体制整備事業」の実施の意向をお答え下さい。

- 1 実施する予定である 2 実施の予定はない 3 現時点ではどちらともいえない

問 15. 仮に、次年度(2021年度)以降に「重層的支援体制整備事業」を実施することになった場合、どのような形態で実施する意向をお持ちですか。下記の当てはまるものに○印をつけて下さい。

- 1 自治体直営で実施する予定 (委託は行わない)
2 委託して実施する予定
→ 委託先として予定しているもので、該当するものに○印をつけて下さい。(いくつでも)
1 社会福祉協議会 2 社会福祉法人 (社会福祉協議会以外) 3 医療法人
4 NPO 法人 5 その他

問 16. 仮に、次年度(2021年度)以降に「重層的支援体制整備事業」を実施することになった場合、当該事業を実施するためにソーシャルワーカー(社会福祉士あるいは精神保健福祉士)を採用する意向をお持ちですか。下記の当てはまるものをいくつでも○印をつけて下さい。

- 1 自治体所属のソーシャルワーカーを配置転換して採用する
2 自治体所属の社会福祉主事を配置転換して採用する
3 新規の正職員(臨時雇用正職員含む)のソーシャルワーカーを採用する
4 新規の非常勤職員(嘱託職員含む)のソーシャルワーカーを採用する
5 特にソーシャルワーカーの採用は考えていない

V 令和2年6月4日付け参議院厚生労働委員会の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、次のように決議されました。

「重層的支援体制整備事業について、同事業が介護、障害、子ども及び生活困窮の相談支援等に加え、伴走支援、多機関協働、アウトリーチ支援等の新たな機能を担うことを踏まえ、同事業がより多くの市町村において円滑に実施されるよう、裁量的経費を含めて必要な予算を安定的に確保するとともに、既存の各種事業の継続的な相談支援の実施に十分留意し、その実施体制や専門性の確保・向上に向けた施策を含め、市町村への一層の支援を行うこと。また、同事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること」

問 17. この附帯決議についてご存知でしたか。

- 1 承知していた 2 はじめて知った

問 18. 上記の附帯決議における社会福祉主事及び精神保健福祉士の活用について、あなたご自身の意見で結構ですので、下記の当てはまるものに○印をつけた上で、副問にてその理由をお聞かせください。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 大いに活用すべきだと思う | 2 できれば活用すべきだと思う |
| 3 活用すべきだとはあまり思わない | 4 活用すべきだとはまったく思わない |

副問 ご回答の理由をお聞かせください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

令和3年1月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤政和

厚生労働省 令和2年度社会福祉推進事業
「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業」
にかかる調査への協力について（ご依頼）

謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、日本ソーシャルワーク教育学校連盟では、厚生労働省社会福祉推進事業の補助金を受け、『新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける教員研修のあり方に関する調査研究事業』に取り組んでおります。一昨年6月に社会福祉士及び精神保健福祉士養成カリキュラムの見直しが行われ、両資格ともに令和3年度より新たなカリキュラムによる養成が実施されます。

本事業では、地域において住民のニーズに適切に対応し、支援を行うことができる社会福祉士・精神保健福祉士を養成するため、新たなカリキュラムによる教育方法等について調査研究を実施するもので、全国の自治体を対象に、市区町村における「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」及び社会福祉法改正による「重層的支援体制整備」における福祉専門職の活用等に関する調査を実施することといたしました。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、本調査票に記入の上 令和3年1月31日（日）まで（消印有効） に同封の返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査票への記入は、首長様もしくは首長様のご意向を確認できる方に回答をお願い申し上げます。ご多忙のところ恐縮に存じますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

謹白

■ 本調査における倫理的配慮と個人情報に関する取り扱い

本調査で収集したすべての情報は、本連盟が厳重に管理を行い、本調査事業のデータとしてのみ使用します。調査の報告書等結果の公表において都道府県・市区町村・個人名を特定することは一切ありません。また、利用目的を超えた使用はいたしません。

本調査への協力は任意であり、対象者の自由な意思が尊重されます。本調査の趣旨をご一読いただき、同意が得られる場合のみご返送くださいますようお願い申し上げます。本調査票の返送をもって調査協力への同意をいただいたものといたします。なお、同意されない場合には提出の必要はなく、いかなる不利益を受けることがないことを保障いたします。

■ 本事業の協力団体（順不同）

全国社会福祉法人経営者協議会・全国社会福祉協議会
日本社会福祉士会・日本医療社会福祉協会・日本精神保健福祉士協会

■ 本調査の内容・倫理・配布・回収に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 事務局（担当：早坂） 〒108-0075 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館5階 TEL：03-5495-7242 FAX：03-5495-7219 E-mail：jimukyoku@jaswe.jp
--

市区町村における「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」及び
社会福祉法改正による「重層的支援体制整備」における
福祉専門職の活用等に関する調査

令和3年1月
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟

調査票番号

G-012106

←番号は記入不要です

《 調査へのご協力をお願い 》

市区町村長 各位

この調査は、市区町村の首長様を対象に、各市区町村における地方創生に向けた取り組み・考え方と、地域共生社会の実現に向けた福祉専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）の活用等についてお伺いし、今後の福祉・介護人材確保を進めていく上で参考となるデータを収集することを目的として実施するものです。

つきましては、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、何卒、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この調査は、「厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業補助金」により実施するものです。

令和3年1月

一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟
会長 白澤 政和

《 ご記入にあたって 》

- ◎ 回答のご記入は、首長様もしくは首長様のご意向を確認できる方をお願いいたします。
- ◎ 回答は、該当する番号に○をつけて下さい。なお、一部必要事項を数字、言葉でご記入していただく場合がありますが、その場合には、所定の位置に記入して下さい。
- ◎ 回答を記入する際には、**黒色または青色の筆記具**ではっきりとお書き下さい。
- ◎ ご回答いただきました調査票は、**令和3年1月31日（日）までに同封の返信用封筒にて切手を貼らずに郵便ポストへ投函**して下さい。
- ◎ 調査票について、ご不明の点がございましたら下記までお問い合わせください。

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
TEL : 03-5495-7242 FAX : 03-5495-7219
Eメール : 2020suishin@jaswe.jp
担当 : 小森(こもり)、杉本(すぎもと)、早坂(はやさか)

I. 基本属性

問1. あなたの市区町村はどの都道府県にありますか。あてはまるものに○をつけてください。

1 北海道	13 東京都	25 滋賀県	37 香川県
2 青森県	14 神奈川県	26 京都府	38 愛媛県
3 岩手県	15 新潟県	27 大阪府	39 高知県
4 宮城県	16 富山県	28 兵庫県	40 福岡県
5 秋田県	17 石川県	29 奈良県	41 佐賀県
6 山形県	18 福井県	30 和歌山県	42 長崎県
7 福島県	19 山梨県	31 鳥取県	43 熊本県
8 茨城県	20 長野県	32 島根県	44 大分県
9 栃木県	21 岐阜県	33 岡山県	45 宮崎県
10 群馬県	22 静岡県	34 広島県	46 鹿児島県
11 埼玉県	23 愛知県	35 山口県	47 沖縄県
12 千葉県	24 三重県	36 徳島県	

問2. あなたの市区町村の種別について、あてはまるものに○をつけてください。

1. 都道府県	2. 政令市	3. 中核市	4. 政令市及び中核市以外の市	5. 特別区	6. 町	7. 村
---------	--------	--------	-----------------	--------	------	------

問3. あなたの市区町村名をご記入ください。

区 市 町 村

問4. 令和2年11月末現在の、あなたの市区町村の人口、そのうち高齢者（65歳以上）人口及び高齢化率についてご記入ください。

問4-1：総人口	問4-2：うち65歳以上人口	問4-3：高齢化率
人	人	%

問5. あなたの市区町村の人口動態について、ここ5年間であてはまるものに○をつけてください。

	かなり減少 している	少し減少 している	変わらない	少し増加 している	かなり増加 している
1. 総人口について	1	2	3	4	5
2. 若年層（15～34歳）人口について	1	2	3	4	5

問6. あなたの市区町村の2020年4月1日現在の職員数及び社会福祉士・精神保健福祉士有資格者数をご記入ください。

区分	うち社会福祉士 有資格者	うち精神保健福 祉士有資格者
総務・企画・財政	人	人
産業振興	人	人
民政・教育	人	人
全職員数（合計）	人	人

問7. あなたのお名前と役職をご記入ください。

お名前	役職
-----	----

II. 「まち・ひと・しごと創生」（地方創生）について

問8. あなたの市区町村は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方創生）第2期の基本目標についてどのようにお考えですか。重要度を5段階で表したとき、あてはまる箇所には○をつけてください。また、各項目について、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士への期待について、あてはまる箇所には○をつけてください。

内容 ※各項目については、別添の参考資料をご参照ください。	あなたの自治体における重要度 低い ← → 高い					社会福祉士・精神保健福祉士への期待			
	1	2	3	4	5	かなり期待する	まあ期待する	あまり期待しない	全く期待しない
1-1：地域資源・産業を生かした地域の競争力強化	1	2	3	4	5	1	2	3	4
1-2：専門人材の確保・育成	1	2	3	4	5	1	2	3	4
1-3：働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保	1	2	3	4	5	1	2	3	4
2-1：地方移住の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4
2-2：若者の修学・就業による地方への定着推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4
2-3：関係人口の創出・拡大	1	2	3	4	5	1	2	3	4
2-4：地方への資金の流れの創出・拡大	1	2	3	4	5	1	2	3	4
3-1：結婚・出産・子育ての支援	1	2	3	4	5	1	2	3	4
3-2：仕事と子育ての両立	1	2	3	4	5	1	2	3	4
3-3：地域の実情に応じた取組（地域アプローチ）の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4
4-1：質の高い暮らしのための街の機能の充実	1	2	3	4	5	1	2	3	4
4-2：地域資源を活かした個性あふれる地域の形成	1	2	3	4	5	1	2	3	4
4-3：安心して暮らすことができるまちづくり	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-1：一人ひとりが魅力づくりの担い手となる地方創生	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-2：地方公共団体等における多様な人材の確保	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-3：地域コミュニティの維持・強化	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-4：誰もが居場所と役割を持つ地域社会の実現	1	2	3	4	5	1	2	3	4
5-5：地域における多文化共生の推進	1	2	3	4	5	1	2	3	4
6-1：地域における情報通信基盤等の環境整備	1	2	3	4	5	1	2	3	4
6-2：未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上	1	2	3	4	5	1	2	3	4
6-3：地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり	1	2	3	4	5	1	2	3	4

問9. あなたの市区町村では、地方創生を進めていく上で、住民の生活を支えるために福祉の充実が必要だと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。

1. とても必要	2. まあ必要	3. あまり必要でない	4. まったく必要でない
----------	---------	-------------	--------------

問10. あなたの市区町村の状況について、あてはまるものに○をつけてください。

	かなり該当	まあ該当	あまり該当しない	まったく該当しない
1. 福祉サービスを提供する事業所（社会福祉法人等）が不足している	1	2	3	4
2. 介護や保育等福祉の人材が不足している	1	2	3	4
3. 地域のコミュニティづくり等地域福祉を担う人材（専門職）が不足している	1	2	3	4
4. 市区町村職員の採用に、新卒者の応募が少ない	1	2	3	4
5. 地域づくりや地域おこしなどの企画力のある市区町村職員が不足している	1	2	3	4
6. 福祉に関する計画を作成する職員が不足している	1	2	3	4

問11. 令和2年6月、地域共生社会の実現に向けて社会福祉法が改正され、社会福祉士・精神保健福祉士の活用が努力義務化されました。あなたの市区町村では、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者を採用したいと思いますか。あてはまるものに○をつけてください。

1. ぜひ採用したい	2. まあ採用したい	3. あまり採用したくない	4. まったく採用したくない
------------	------------	---------------	----------------

問12. 社会福祉士と精神保健福祉士は、全国約300校の福祉系大学等で養成されていますが、あなたの市区町村の福祉施策・福祉計画やまちづくりを企画する上で、あなたの市区町村近くの大学等との連携や協力を希望しますか。あてはまるものに○をつけてください。

1. 希望する	2. まあ希望する	3. あまり希望しない	4. まったく希望しない
---------	-----------	-------------	--------------

▶【副問】問12で「1. 希望する」及び「2. まあ希望する」と回答した方にお伺いします。あなたの市区町村は、具体的にどのようなことで福祉系大学等との連携や協力を希望しますか。あてはまるものに○をつけてください。

	望する	かなり希望する	まあ希望しない	あまり希望しない	まったく希望しない
1. 福祉系大学等と包括連携協定を締結する	1	2	3	4	
2. 社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生を自治体のインターンシップとして受入れる	1	2	3	4	
3. 社会福祉士・精神保健福祉士養成に係る実習生を受入れる	1	2	3	4	
4. 社会福祉士・精神保健福祉士養成に係る実習先を自治体で斡旋する					
5. 社会福祉士や精神保健福祉士を目指す学生が、あなたの市区町村の地域住民との交流や、まちづくりの企画に参加する	1	2	3	4	
6. 空き家等を活用した社会福祉士や精神保健福祉士の地域滞在実習を実施する	1	2	3	4	

	望する かなり希	する まあ希望	望しない あまり希	まったく 希望しな
7. 出身地である自治体に戻って就職することを条件に、大学等への就学に係る奨学金を支給する	1	2	3	4
8. 都市部の卒業生に、出身地ではない自治体への移住を支援する	1	2	3	4
9. その他 ※自由記述				

問 13. 令和元年度に、本連盟が社会福祉士・精神保健福祉士を養成する大学等の卒業年次生 7,000 人に調査したところ、社会福祉士・精神保健福祉士の実習（福祉施設・機関や地域での実習）での経験が就職先・場所の選定へ影響を及ぼしていることがわかりました。あなたの市区町村として、社会福祉士と精神保健福祉士の実習に協力したいですか。

1. ぜひ協力したい	2. まあ協力したい	3. あまり協力したくない	4. まったく協力したくない
------------	------------	---------------	----------------

Ⅲ. あなたの市区町村における社会福祉士・精神保健福祉士への期待について

問 14. 来年度（令和3年度）から始まる『重層的支援体制整備事業』について、あなたの市区町村において、下記のような複合化・複雑化した問題への対応の必要性和社会福祉士・精神保健福祉士への期待はどの程度ありますか？それぞれの項目について、あてはまるものに○をつけてください。（それぞれ○は1つずつ）
※別添資料をご参照ください <https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000564530.pdf>

	必要性				期待			
	とても必要だ と思う	ある程度必要 だと思う	あまり必要だ と思わない	まったく必要 だと思わない	とても期待し ている	ある程度期待 している	あまり期待し ていない	まったく期待 していない
1. 8050 世帯など、相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数存在する世帯	1	2	3	4	1	2	3	4
2. 介護と育児のダブルケアなど、相談者本人が複数の課題を抱えている世帯	1	2	3	4	1	2	3	4
3. いわゆる『ゴミ屋敷』など、世帯全体が地域から孤立している状態の状況	1	2	3	4	1	2	3	4
4. 引きこもりなど、支援のニーズの表明ができない人に支援を届ける状況	1	2	3	4	1	2	3	4
5. 既存の事業・制度では対応することが難しく、新たに事業・制度化が求められる状況	1	2	3	4	1	2	3	4
6. 地域の多様な関係者による会議体の形成・運営が求められる状況	1	2	3	4	1	2	3	4
7. 横断的な対応（「縦割り」ではない対応）をするため、様々な分野の事業や機関の調整機能が求められる	1	2	3	4	1	2	3	4

問 15. 令和2年6月、国会で改正社会福祉法案を採決する際、参議院の付帯決議で、『重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、社会福祉士や精神保健福祉士が活用されるよう努めること』と決議されています。この付帯決議に対して、あなたの市区町村では何か対応されていますか。あてはまるものに○をつけてください。(複数回答可)

項目	対応している	対応していない
1. 自治体所属のソーシャルワーカーを配置転換して採用する	1	2
2. 自治体所属の社会福祉主事を配置転換して採用する	1	2
3. 新規の正職員（臨時雇用正職員含む）のソーシャルワーカーを採用する	1	2
4. 新規の非常勤職員（嘱託職員含む）のソーシャルワーカーを採用する	1	2
5. 特にソーシャルワーカーの採用は考えていない	1	2
6. その他（ ）	1	2

問 16. 来年度(令和3年度)から実施される予定の「重層的支援体制整備事業」のモデル事業の実施の意向をお答え下さい。

1. 実施する予定である 2. 実施の予定はない 3. 現時点ではわからない
--

問 17. 仮に、来年度（令和3年度）から重層的支援体制整備事業を実施することになった場合に、あなたの市区町村では、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための実施体制構築における支援拠点はどのようなものを想定していますか。あてはまるものに○をつけてください。

事業・拠点のタイプ	箇所数	
1. 基本型事業・拠点	箇所	
2. 統合型事業・拠点	箇所	統合分野：（ ）
3. 地域型事業・拠点	箇所	
4. その他	箇所	

問 18. 仮に、来年度（令和3年度）から重層的支援体制整備事業を実施することになった場合に、あなたの市区町村では、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための実施体制構築における支援拠点の運営形態はどのようなものを想定していますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 市区町村直営
2. 外部委託（委託先→ イ. 社会福祉協議会 ロ. 社会福祉法人（社会福祉協議会以外） ハ. 医療法人 ニ. NPO 法人）
3. その他（ ）

問 19. 社会福祉士・精神保健福祉士に関する認識や行政における採用等に関して、ご感想、ご意見、ご提案など何でも結構ですから自由にご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました

同封の返信用封筒にて、1月31日（日）までにご投函ください。

まち・ひと・しごと創生基本方針2020（案）

（概要）

令和2年7月

1. 地方創生の政策の方向（1）

- 新型コロナウイルス感染症により、地域の経済・生活に影響が生じ、また、デジタル化の遅れなども顕在化している。
- このため、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復を図るとともに、感染症克服と経済活性化の両立の視点を取り入れ、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進しつつ、東京圏への一極集中、人口減少・少子高齢化という大きな課題に対し、取組を強化する。

雇用の維持と事業の
継続
～暮らしを支え守る～

経済活動の回復
～地域経済の立て直し～

強靱な経済構造の構築
～危機に強い地域経済～

<感染症への緊急対応>

○地域経済・生活の再興

- ・雇用の維持と事業の継続
- ・交流、賑わいの再活性化
- ・感染症の克服と危機に強い地域経済の構築(地方創生臨時交付金)

<感染症克服と経済活性化の両立>

○新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

- ・感染症の克服と危機に強い地域経済の構築(地方創生臨時交付金)
- ・地方への移住・定着の推進
 - 地方大学の産学連携強化と体制充実
 - リモートワーク推進等による移住等の推進

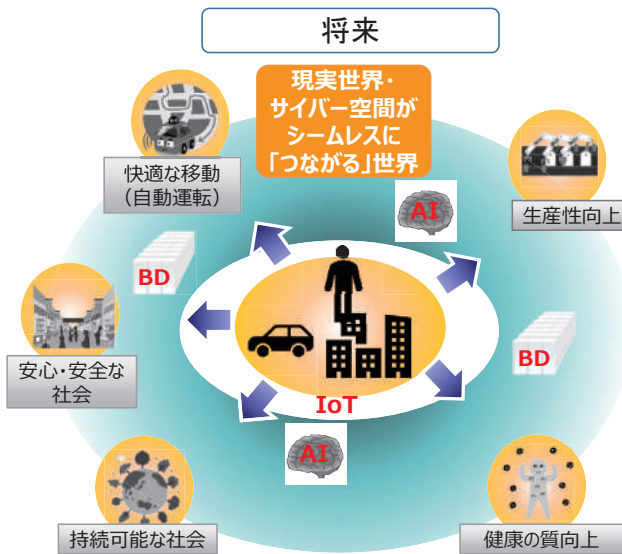
○結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

- ・結婚・出産・子育ての支援

1. 地方創生の政策の方向（2）

○ 地方における、医療、福祉、教育など社会全体の未来技術の実装を推進することを通じて、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を強力に支援

▶デジタル・トランスフォーメーション



出典：平成30年版情報通信白書（総務省）

キャッシュレス、行政IT化、防災IT化、「コロナ対応型スーパーシティ」等を推進

▶デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けた主要な支援策

5G等の情報通信基盤の早期整備

5G基地局や光ファイバ等の情報通信インフラの整備を地方部と都市部の隔たりなく加速させるとともに、5Gのユースケース構築・拡大策も一体的に推進

デジタル人材の育成・確保

DXなどにも対応できる民間のデジタル専門人材の市町村への派遣等を着実に推進

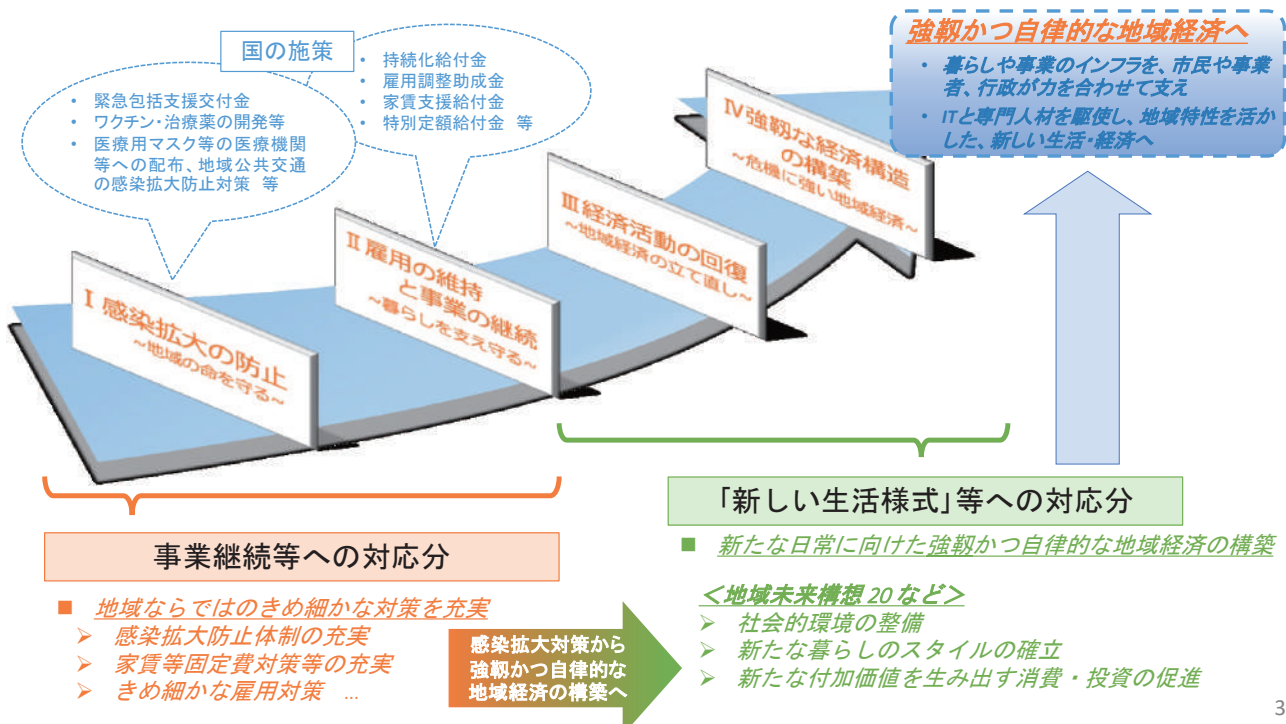
地方創生推進交付金 Society5.0タイプ

令和2年度よりSociety5.0タイプを新設し、全国的モデルとなる新たな社会システムづくりを支援

2

2. 感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）（1）

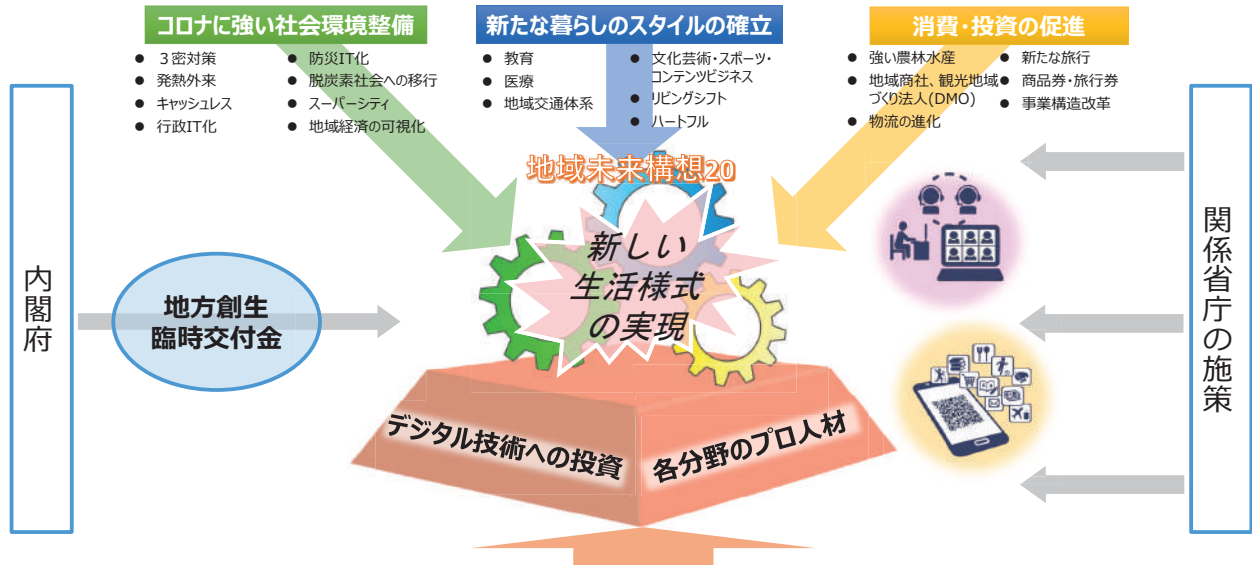
○ 地方創生臨時交付金(3兆円)を活用し、感染拡大の防止や雇用維持・事業継続を後押しするとともに、「新たな日常」に向け、強靱かつ自律的な地域経済の構築を支援。



3

2. 感染症の克服と危機に強い地域経済の構築（地方創生臨時交付金）（2）

○ 「コロナに強い社会環境整備」、「新たな暮らしのスタイルの確立」、「新たな付加価値を生み出す消費・投資の促進」の3つの角度から、必要な取組を重点的かつ複合的に展開し、「新しい生活様式」とそれを支える強靱かつ自律的な地域経済を構築。



- ・ リモート対応や分野間連携をはじめデジタル技術の力を徹底的に活用し、新たな地域経済づくりに取り組む（地域経済のデジタル・トランスフォーメーション（DX））
- ・ デジタル技術の活用も含め、それぞれの分野に通じたプロ人材の力を徹底的に活用
- ・ 異なる分野の間の相乗効果を追求し、取組の成果を最大限に発揮

4

3. 地方への移住・定着の推進－地方大学の産学連携強化と体制充実－

○ 魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進するため、地域の特色・ニーズ等を踏まえ、STEAM人材等の育成等に必要な地方国立大学の定員増も含めた大胆な改革等に取り組む。

魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進

➤ **改革パッケージ**を早急に取りまとめ、大学改革を実施

<改革パッケージの具体例>

- ・ 地域の特色・ニーズ等を踏まえた、STEAM人材等の育成等に必要な地方国立大学の定員増
- ・ 地域の雇用の創出・拡充に向けた、地方公共団体や地元産業界との恒常的な連携体制の構築
- ・ オンライン教育を活用した国内外の大学との連携

(参考) 大学入学定員(令和元年)

東京圏の大学: 248,165人(国立: 15,530人)、地方の大学: 366,003人(国立: 80,125人)



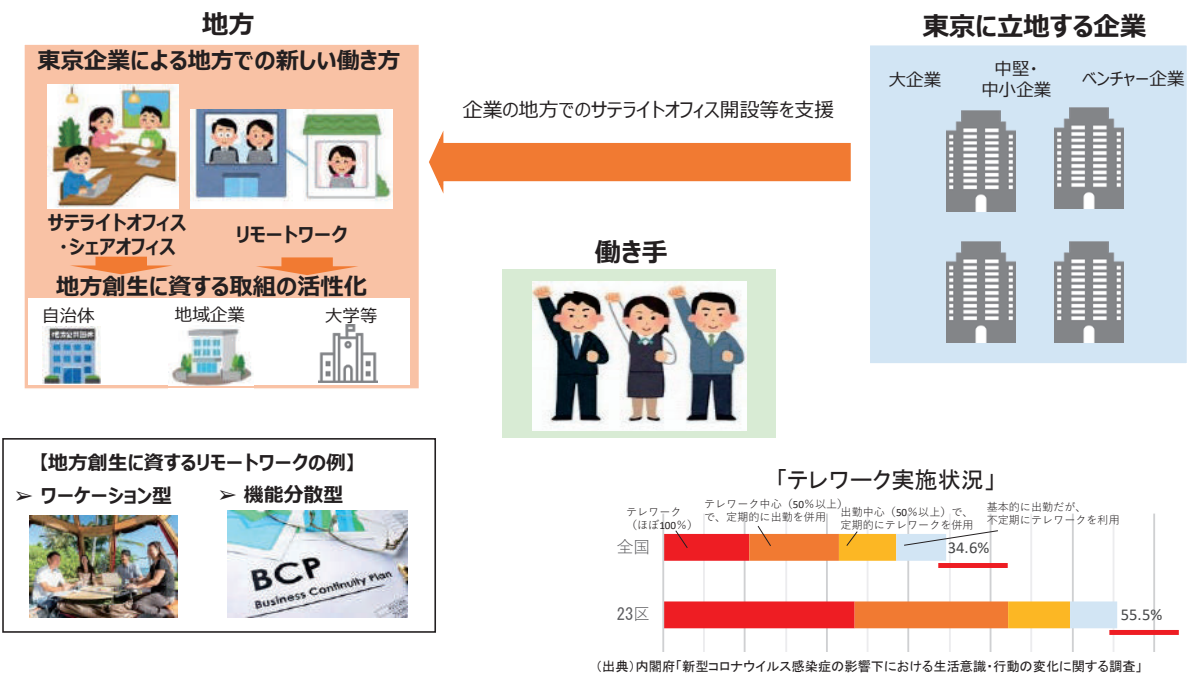
➤ **地方大学・地域産業創生交付金**により、地域の中核的産業の振興に向けた研究開発や人材育成の取組を重点的に支援

➤ 地方への**サテライトキャンパス**の設置を促進

5

4. 地方への移住・定着の推進－リモートワーク推進等による移住等の推進－

- 経済団体、東京の大企業等との連携の下、①地方、②東京に立地する企業、③働き手、にとってメリットのあるリモートワークやサテライトオフィスの在り方を検討するとともに、政府関係機関におけるリモートワークの方向性についての調査検討を進め、しごとの地方移転と社員等の地方移住を推進。



6

5. 結婚・出産・子育ての支援

- 子ども・子育て本部等とまち・ひと・しごと創生本部が一体となって実効性のある少子化対策を総合的に推進する。
- 具体的には、結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立など、総合的な少子化対策を推進する。地方創生の観点からも、地域ごとの課題を踏まえた「地域アプローチ」による少子化対策に取り組む地方公共団体をモデル事業として支援するなど、地域の実情に応じた取組を推進する。

少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)に基づく総合的な少子化対策の推進

「希望出生率1.8」の実現に向け、5つの基本的な考え方にに基づき、ライフステージに応じた総合的な少子化対策に取り組む。

- ①結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる
- ②多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える
- ③地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める
- ④結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる
- ⑤科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する



「地域アプローチ」による少子化対策

結婚、妊娠・出産、子育てに関わる地域ごとの課題を明確化し、それに応じたオーダーメイド型の取組を分野横断的に推進する

7

(参考1) まち・ひと・しごと創生基本方針2020 (案) の構成

【地方創生の現状】

- 地域経済の現状
 - ・ 感染症による地域経済への影響等

- 人口等の状況
 - ・ 人口減少・少子高齢化の現状
 - ・ 東京圏への転出入の現状

【基本方針2020の主要事項】

- 地域経済・生活の再興
 - ・ 雇用の維持と事業の継続
 - ・ 交流、賑わいの再活性化
- 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正
 - ・ 新たな日常に対応するため、ICTを活用し、しごと、住宅、医療・福祉、教育など生活に不可欠な機能を確保しながら、以下に取り組む。
 - ① 感染症の克服と危機に強い地域経済の構築(地方創生臨時交付金)
 - ② 地方への移住・定着の推進
 - ・ 地方大学の産学連携強化と体制充実
 - ・ リモートワーク等の推進による移住等の推進 等
 - ③ 地域とのつながりの構築
 - ・ 関係人口の創出・拡大 等
- 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備
 - ・ 結婚・出産・子育ての支援 等
- 総合性のある具体事例の創出
 - ・ 具体的な事例を創出するモデル事業の実施
- 地域の実情に応じた取組に対する国の支援等
 - ・ 財政支援 (地方創生推進交付金、地方財政措置)
 - ・ 政策間連携の推進 (規制改革、国家戦略特区、地方分権等)

【第2期「総合戦略」の基本目標等の各分野の政策の推進】

- 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする
- 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
- 多様な人材の活躍を推進する
- 新しい時代の流れを力にする

8

(参考2) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策体系



9

重層的支援体制整備事業における 体制構築

※ 本資料については、担当部局における現時点の検討内容等について整理したものであり、内容については今後変更等があり得るので留意されたい。

重層的支援体制整備事業の実施にむけた体制構築の基本的な考え方

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
 - ・ 各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。
- 各事業は委託による実施も可能。
 - ・ 同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

◆ 体制整備に向けたプロセスも重要

- ・ どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- ・ 庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが必要。

重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

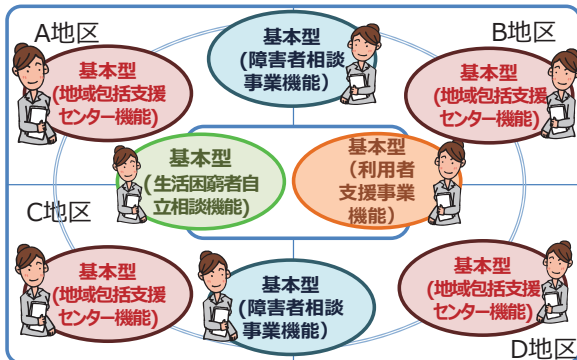
- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
 - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
 - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
 など様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

類型	内容
基本型事業・拠点	○単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

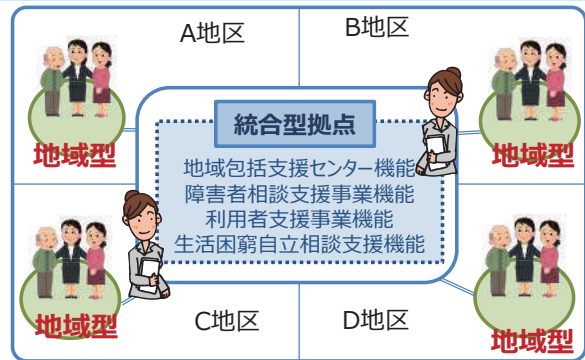
3

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例

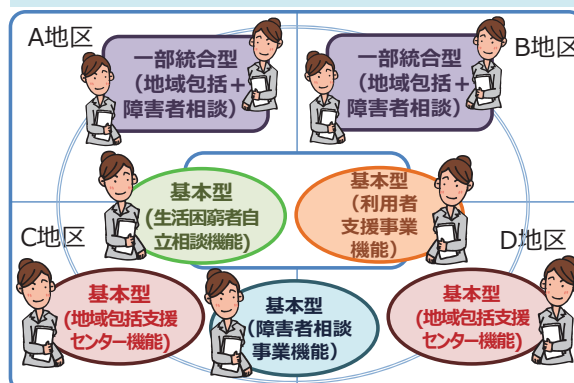


既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



◆ 体制構築の進め方：各自治体の実情に応じて構築する

- 各市町村において、どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- 事業実施にあたっては、庁内の関係部局とこれまで以上に連携するとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図ることが求められる。
- そのため、体制構築に関する基本的な考え方や進め方を以下で整理している。
- 体制については全国で同一の体制を整備するのではなく、地域の実情に応じて構築されるべきものであり、この資料で整理している具体的な進め方や体制の事例はあくまで一例であり、関係者が意見交換を進め、納得しながら、取組を進めることが重要である。

重層的支援体制整備事業の実施に係る体制構築

体制構築の考え方

【重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討】

- 事業実施体制について、行政機構内の体制、支援関係機関による支援体制、住民や関係機関との連携体制を、それぞれの関係者と協議・議論を行い検討して決定する。
 - 庁内の重層的支援体制整備事業に関係する高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者支援に関わる部課内での議論、関係部課間での議論、関係部課と所管する支援関係機関との議論、分野を超えた関係機関等との議論などを組み合わせ、繰り返しながら検討を進める。
 - 庁内関係部課との協議のうえ「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下、実施計画）の「案」を作成し、その案を土台に関係機関との議論を踏まえ成案としていくなど、実施計画の策定過程を活用して検討を進めることが有効と考えられる。

【重層的支援体制整備事業実施後のチェックと見直し】

- 事業の実施状況を把握し、より効果的に各事業が実施できる体制を検討し、適宜見直し、再編する。
 - 事業実施後も、実施計画に定めた事業目標や評価指標に基づき、事業の実施状況等を定期的に分析・評価し、必要に応じて体制の見直しも行う必要がある。
 - 地域福祉計画の策定・見直しサイクルと同様に、年に1度以上は実施計画に基づき、事業の実施状況を把握・評価し、体制の再構築の可否を含めて検討する方法が考えられる。
 - 実施状況の評価においては、地域生活課題への対応が適切に行われているかという観点から、例えば、包括的な支援が円滑に提供されているか、一つの相談機関等に過剰な負担が生じていないか、既存の事業の推進を妨げていないか、一体的になされた財政支援が適切に配分されているかなどの実態を把握したうえで、幅広い観点について議論を行い体制を含む事業の実施について検討を行う。

重層的支援体制整備事業の実施に係る体制構築の進め方の例

1. 庁内の関係部局による協議

※ 共通して必要と考えられる体制構築の過程を例示したものであり、検討の順番、内容については各地域の実情に応じて取り組むよう留意する。

- 重層的支援体制整備事業を所管する部課において、事業実施に向けた検討体制の案を作成。
- 庁内の関係課（重層的支援体制整備事業に含まれる事業を所管する高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、生活困窮者支援の担当課）と検討体制について検討。
- 各課で把握している地域生活課題に対する認識、支援関係機関の配置状況、各分野における課題を共有し、包括的な支援体制の整備に関する考え方を共有。（実施計画①基本方針の案を作成する）
- 重層的支援体制整備事業の実施体制（実施計画②）の案を作成する。
- 地域住民や関係機関等と議論する場の構成、設定方法について定める。

2. 事業委託を想定する機関等との協議

- 重層的支援体制整備事業の各事業の委託先として想定される支援関係機関など、事業実施に直接関わる関係機関等と事業実施の基本方針、具体的な事業実施体制について検討を行う。

3. 地域住民や関係機関等との協議

- 地域の現状と課題を共有し、協議・議論を行いながら包括的な支援体制の整備についての方針を定める。（実施計画の①基本方針を確定）
- 地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握・見える化し、分析を行い、重層的支援体制整備事業全体および各支援事業における事業目標と実施体制を検討する。（実施計画の③目標、②実施体制を作成）
 - ✓ その際、支援関係機関や住民主体の活動など、既存の社会資源を活かした実施体制となるよう留意し、特に、地域づくりに向けた支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、地域住民の主体性を中心に置いた体制とすることを基本とする。

4. 実施計画の策定（庁内関係部局との協議）

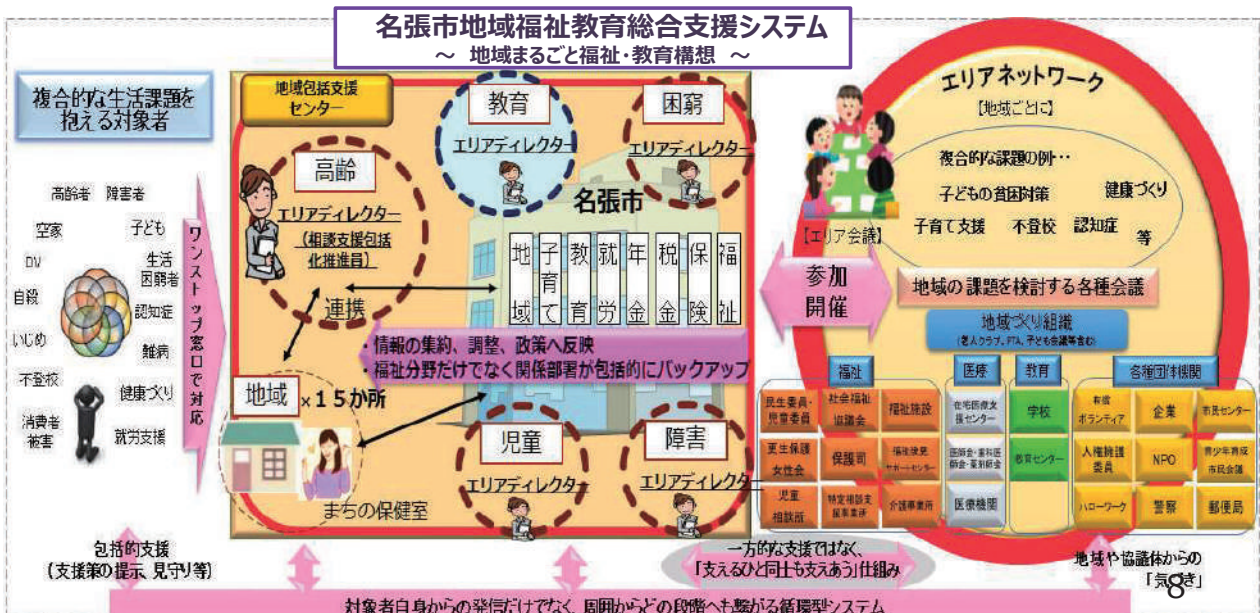
- 関係機関等との協議を踏まえ、評価指標を設定する。（実施計画③）
- 各事業を担う支援関係機関を支え、また支援や活動を活性化し、各支援が相乗効果を発揮し効果的に展開されるよう、各関係機関間の連携するための体制を検討する。（実施計画の④一体的な連携に関する事項）

包括的な支援体制の整備例（三重県名張市）

- 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
 - 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
 - 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
- ★エリアディレクターの業務
 地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された5名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。
 縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それらを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしてい）

自治体概要※

人口 78,896人
 面積 129.77 km²
 ※人口1人あたり面積 0.164 km²
 小学校数 14
 中学校数 5



包括的な支援体制の整備例（茨城県東海村）

住民と専門職との連携・協働により、地域での相談支援力を強化

- さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し、専門職と連携・協働しながら、地域の中で支え合える仕組みを構築。
- 地域での支え合いの中では解決が困難な場合、適切に専門機関につながり解決に向かうよう、専門職同士のネットワークを構築。行政各課を含む専門職は、“待ち”の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢で対応。

自治体概要※

人口 38,373 人
面積 38.00 km²
※人口1人あたり面積 0.099 km²
小学校数 6
中学校数 2



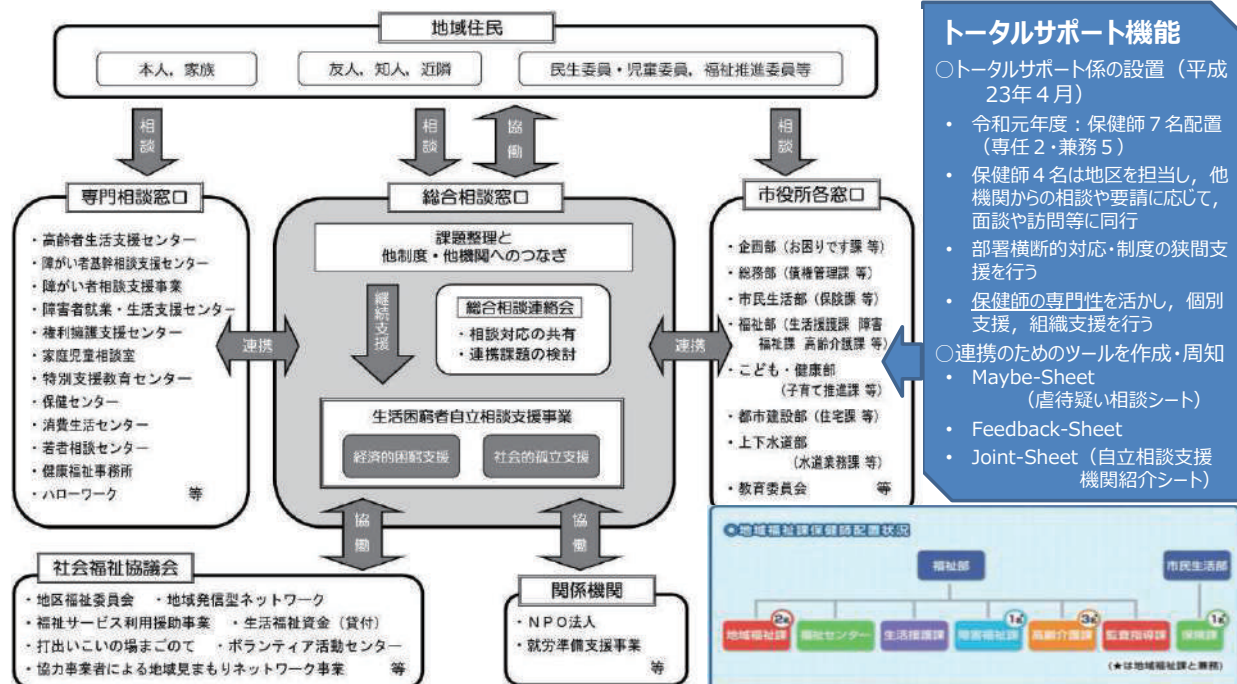
包括的な支援体制の整備例（兵庫県芦屋市）

総合相談を中心とした連携体制と庁内連携のためのトータルサポート機能を整備

- 「総合相談窓口」を中心に各専門相談窓口、市役所各課、地域組織が連携して地域生活課題を把握し、対応。
- 庁内にトータルサポート機能を担う保健師をトータルサポート係（現・地域福祉係）として配置。連携のためのツール（相談をつなぐ様式）を整備し、個別支援を行う各担当部署・相談機関をサポート。

自治体概要※

人口 96,020 人
面積 18.47 km²
※人口1人あたり面積 0.019 km²
小学校数 8
中学校数 3

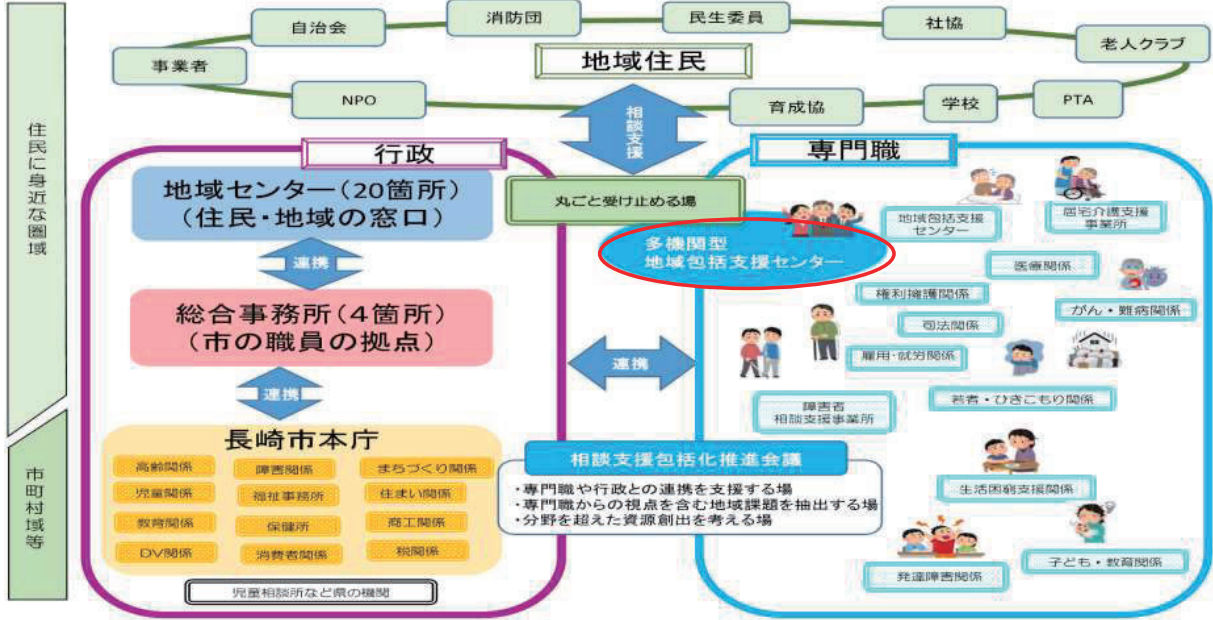


包括的な支援体制の整備例（長崎県長崎市）

ワンストップ相談窓口を設置

- 市内20か所中2か所の地域包括支援センターに「多機関型地域包括支援センター」を併設。（地域包括支援センター運営法人に委託）
- 高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口として設置し、相談支援包括化推進員各3名を配置。
- 相談の受けとめ、課題の把握・整理、支援機関の調整・コーディネート、継続的な支援を実施

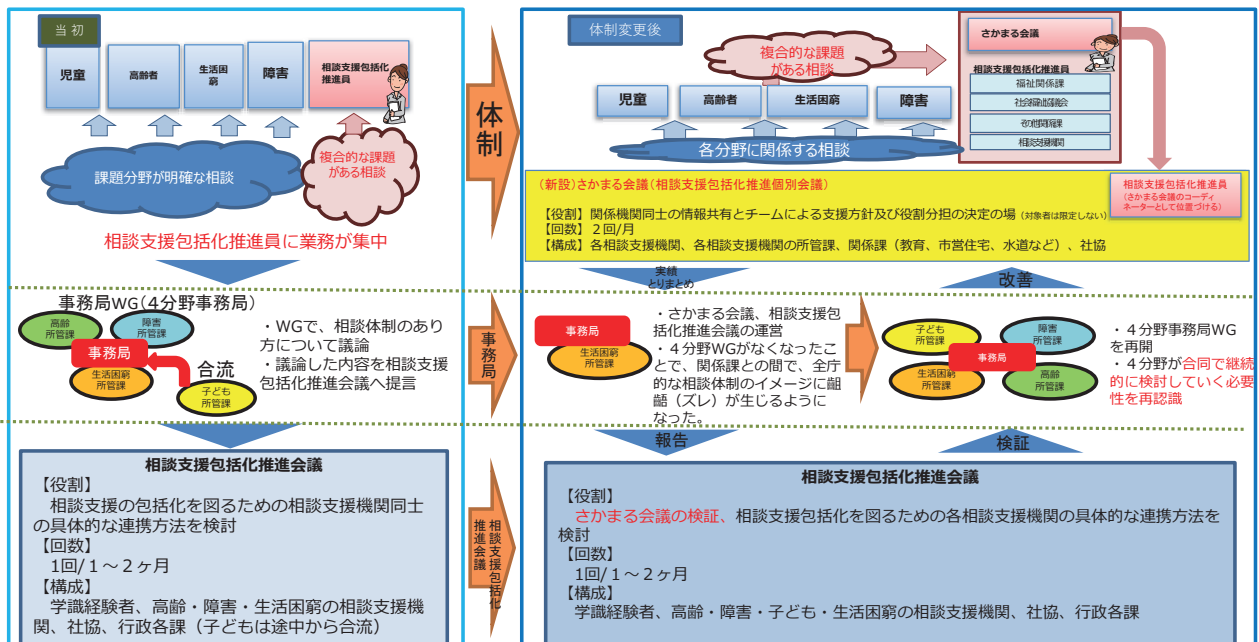
自治体概要（R2.5月末現在）
 人口 413,483人（※人口1人あたり面積 405.86km²）
 小学校数 78
 中学校数 41



包括的な支援体制の整備における体制の変化と、体制課題の継続的な検証（福井県坂井市）

- （当初）各相談支援機関で対応できない**複合的な課題を抱える相談**、他分野施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け、ワンストップで対応する体制だったが、相談支援包括化推進員の業務が多くなった。
- 高齢・障害・子ども・生活困窮の4分野による事務局（以下「4分野事務局」という。）によるWG及び相談支援包括化推進会議を設置し、相談支援包括化推進員の役割、既存の相談支援機関との関係などを検討し、（現在）相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化個別会議）のコーディネーターに位置付け、**連携して支援方針を検討、対応する体制**に変更。
- （体制変更後）方針が決まったため4分野事務局を生活困窮のみの事務局に変更したところ、「関係課の意見が反映しにくくなる」、「関係課内での意識浸透がしにくくなる」など、事務局と関係課との間で、全庁的な相談体制のイメージに齟齬（ズレ）が生じるようになった。4分野事務局WGを再開させ各担当課が合同で継続して検討・検証していくこととした。

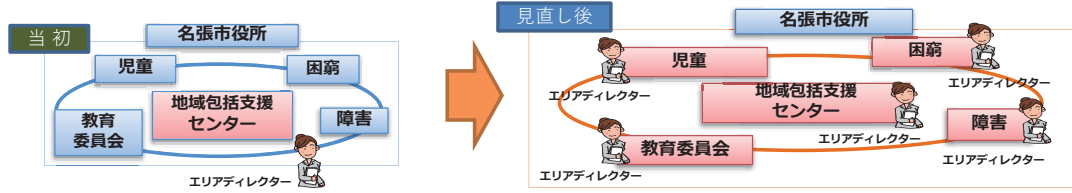
自治体概要※
 人口 92,004人
 面積 209.67km²
 ※人口1人あたり面積 0.228km²
 小学校数 19
 中学校数 5



包括的な支援体制の整備における体制変化

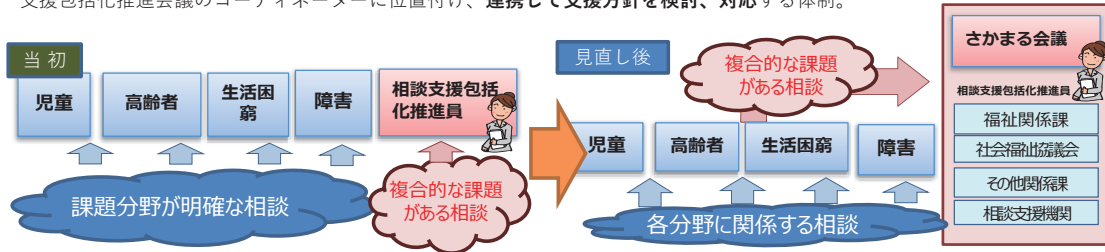
①三重県 名張市

- 当初：住民に身近な「まちの保健室」等からあがってきた相談を各部署で受け付け、地域包括支援センターに配置したエリアディレクター（相談支援包括化推進員）が連携をコーディネートする体制を構築。
→ 複合的な課題はエリアディレクター任せになりがちとなり、連携がうまくいかなくなっていた。
- 現在：各部署にエリアディレクターを配置。各分野の相談として受けた相談については、それぞれが対応することを基本とし、複合的な課題など他分野ともに対応する必要がある場合には、各エリアディレクターが中心となって分野横断の支援関係機関が集め、支援方針を協議しながら対応する体制に変更。



②福井県坂井市

- 当初：各相談支援機関で対応できない複合的な課題を抱える相談、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け、ワンストップで対応する体制
- 現在：相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化推進会議のコーディネーターに位置付け、連携して支援方針を検討、対応する体制。

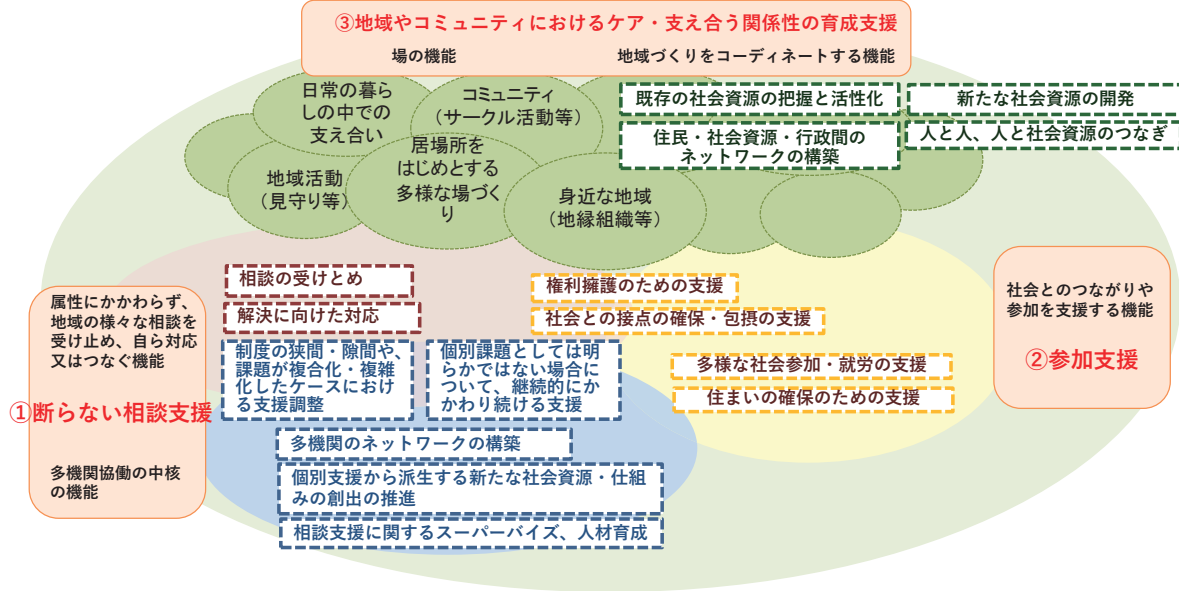


包括的支援体制の構築に向けた 基本的な考え方

第7回地域共生社会推進検討会 令和元年10月31日	資料1-1
------------------------------	-------

これまでの議論の整理

- ◆ 市町村がそれぞれの実情に応じて包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①断らない相談支援
 - ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
 - ③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



市町村の包括的支援体制の構築

新たな事業の枠組み

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①「断らない相談支援」、②参加支援と③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施する新たな事業を創設
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業の実施に要する費用に係る市町村の支弁の規定及び国等による補助の規定を新設
- 国の補助については、新たな事業に係る一本の補助要綱に基づく申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を促進

【新たな事業の内容(①～③を一体的に実施)】

①断らない相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援の実施

②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)

- 「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施

③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

- 地域において多様なつながりが育つことを支援するために、
 - ①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能
 - ②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保を行う事業を実施

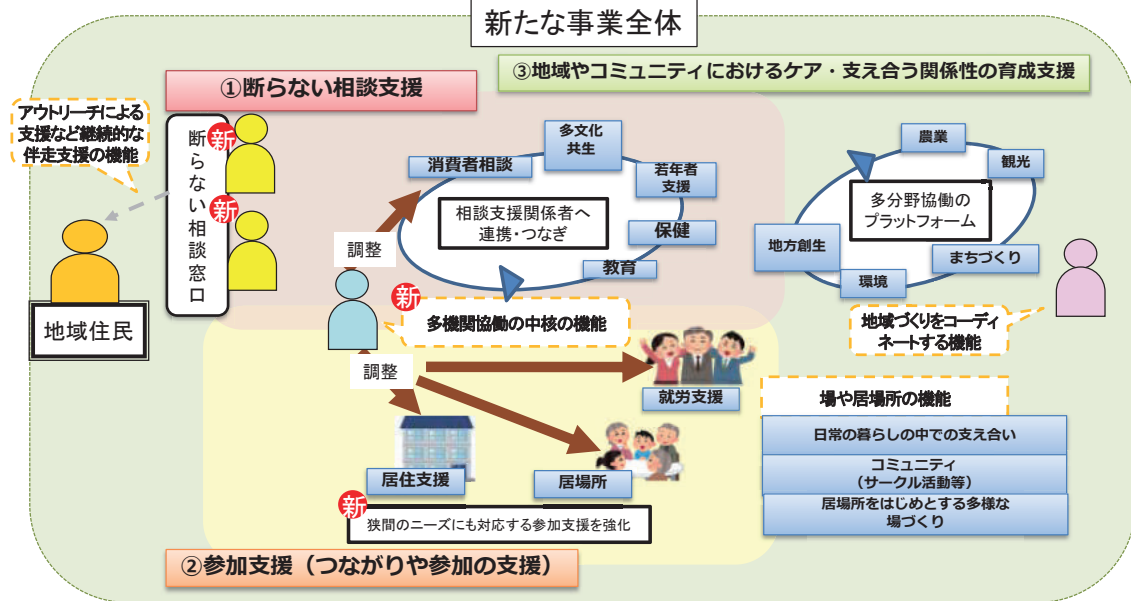
(市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点)

- 新たな事業を行うに当たっては、市町村は、地域住民のニーズや資源の状況に合わせ、域内における包括的な支援体制の整備方針について、検討を行う。
- 特に、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援については、既存の地域のつながりや支え合う関係性を十分理解した上で、行政からのお仕着せにならないように、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- 一度整備した体制についても、関係者間で振り返りや議論を行うことで、柔軟に見直し、試行錯誤しながら改善していく。

新たな事業について(イメージ)

令和元年10月15日「第6回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料

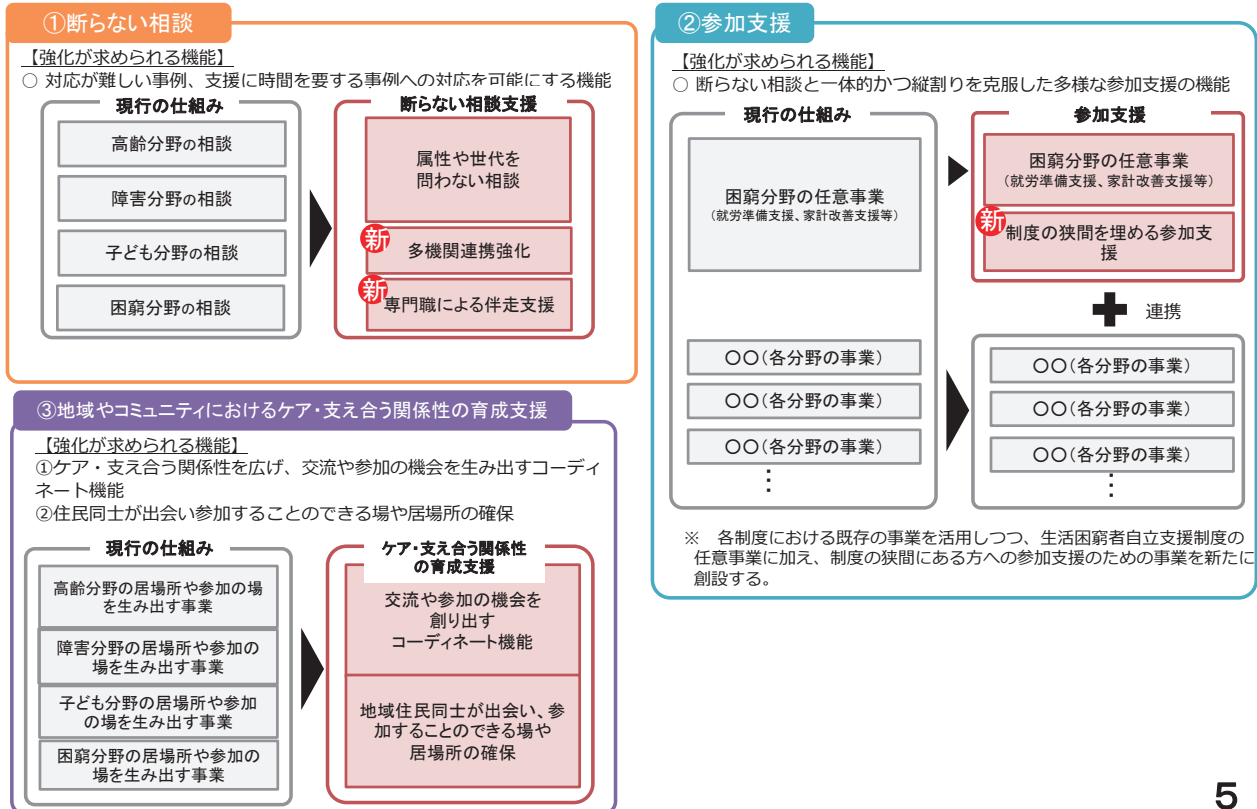
- 新たな事業を実施する市町村は、ニーズと資源の状況を勘案し、管轄域内全体で断らない包括的な支援体制を整備する方策を検討する。
- 断らない相談支援の機能に繋がった本人・世帯について、複雑・複合的な課題が存在している場合には、新たに整備する多機関協働の中核の機能が複数支援者間を調整するとともに、地域とのつながりを構築する参加支援へのつなぎを行う。
- また、支援ニーズが明らかでない本人・世帯については、断らない相談支援の機能に位置づけるアウトリーチによる支援など継続的につながり続ける伴走の機能により、関係性を保つ。
- このような地域への包摂に向けた伴走型支援を行う一方で、地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を行うことにより、地域において、誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げる。



※①断らない相談支援、②参加支援(つながりや参加の支援)、③地域やコミュニティにおけるケア支え合う関係性の育成支援それぞれの概要については、P3参照

新たな事業と既存事業の関係

令和元年10月15日「第6回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料



今回ご議論いただきたい点

【論点】

- 今般、市町村による包括的支援体制の構築の一手法として新たな事業の創設を検討しているが、その実施方法はどうかあるべきか。

【概要】

- 新たな事業は、個人や世帯が抱える課題が複合・複雑化した場合を含め、地域住民一人ひとりの異なるニーズに応え、生きていく力を高めながら支えていくため、市町村が包括的支援体制を構築する際の手法の一つとして、①断らない相談支援、②参加支援、③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援を一体的に実施し、それに対する国の財政支援の仕組みも見直すもの。
- 市町村が新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や、会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
※例えば、交付金等の交付の基準として、一定の圏域等を国が示すことは想定されるが、その際も上記の考え方に十分配慮する必要がある。
- 市町村は、地域福祉計画策定の枠組み等も有効に活用しながら、地域住民や関係機関等との意見交換などプロセスを重視して、新たな事業の実施を通じた包括的支援体制の構築を進めることが求められる。その際、これまでにモデル事業を活用しつつ一定の成果を上げている市町村があり、こうした市町村の取組について、その内容だけでなくプロセス等も他の市町村が参考にできるようにすることが必要。これらを踏まえつつ、新たな事業を実施する市町村に向け、国として、念頭に置くべき基本的な考え方や踏むべきプロセス等を示す必要がある。
- さらに、これらの市町村の取組を後押しする観点から、様々な対人支援・政策領域における取組との連携が進むような方策を新たな事業において位置づけるとともに、地域福祉計画等の位置づけや広域自治体である都道府県の役割を明確化する。

6

新たな事業の実施方法等の詳細

7

「断らない相談支援」について

事業スキーム（第6回検討会資料より）

市町村が「断らない相談支援」を実施する際の体制の要件として、以下を求める。具体的な相談支援体制は、自治体の実情に応じて柔軟に設計可能。

- ア 介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体的に実施すること
- イ ①「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又は関係機関につなぐ機能」
②「世帯全体を見渡し、世帯を取り巻く支援関係者間を総合調整する機能（多機関協働の中核の機能）」
③「個別制度につなぎにくい課題等に関して、継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能」の3つの機能を有すること
- ウ 住民の視点から見た相談しやすさの観点から、市町村内に最低1箇所の「断らない相談支援」を行う場を明示すること

1. 基本的な考え方

○「断らない相談支援」の具体的な体制の設計に当たっては、以下の基本的な考え方を踏まえることが求められる。

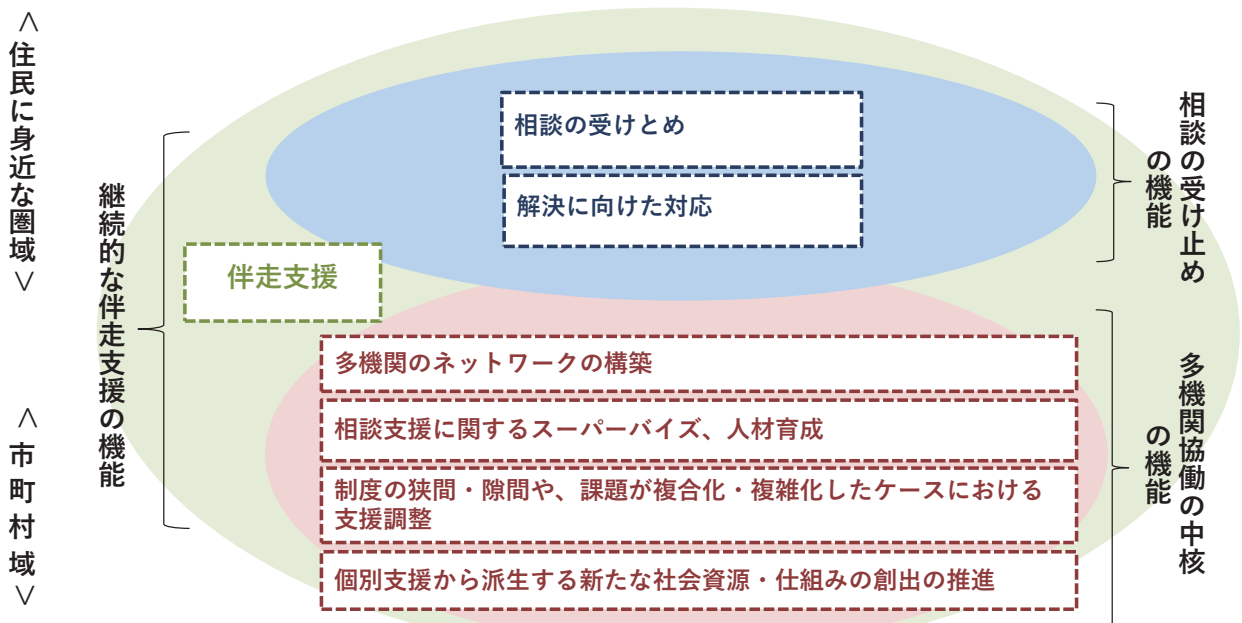
- ・市町村として、介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を一体的に実施し、属性にかかわらず、制度の狭間や世帯の課題などの複合的、分野横断的な課題も含めて包括的に受け止める
- ・市町村内の各相談機関は相談を受け止め、自ら対応できない相談は関係機関につなぐ役割を有することが前提であり、特定の相談機関や窓口が全てを丸抱えするのではなく、適切に多機関協働を進め、市町村全体でチームによる支援を行う
- ・自ら相談に来られない人も想定し積極的にアウトリーチを行う
- ・生活困窮者自立支援制度の自立支援計画（プラン）も参考に、本人や支援関係者等で今後の目標や支援内容・方針等を共有しながら、チームによる包括的な支援を提供する

※事業を実施した後も、例えば、特定の相談窓口業務が集中し、多機関協働が機能していない場合等については、市町村全体で断らない相談支援が機能するように、柔軟に体制を見直すなど改善していく。

8

2. 圏域について

○「断らない相談支援」を行う場として明示するところも含め、市町村域全体で「断らない相談支援」の体制を確保することを念頭に、既存の機関も活用しつつ、地域の実情に応じて市町村において検討を行う必要がある。



※ 都道府県は、DVや刑務所出所者など、地域からの排除や偏見の対象に陥る可能性があるために住民に身近な圏域で対応しがたい場合や、専門的な相談が求められる場合に対して、広域的な観点からバックアップ等を行う必要がある。
※ 介護、障害、子ども、困窮のそれぞれの圏域の違いに留意する必要がある。

9

3. 会議体について

- 包括的支援体制の構築に向けては、多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となる。これが充実するためには、多職種、多機関が集い情報共有や協議を行う場（会議体）が重要。
- 既存の属性別の制度等による多職種間のネットワークや会議体があることに十分に留意し、これらを有効活用し、包括的な支援の提供に向け個別事例の検討等を行うこと等が望ましい。

【参考】既存の属性別制度等の会議体

- ・地域ケア会議（介護） ・支援会議、支援調整会議（困窮） ・自立支援協議会（障害）
- ・要保護児童対策地域協議会（子ども） ・自殺対策に関する連絡協議会（自殺対策）

※ 地域ケア会議（介護）、支援会議（困窮）、要保護児童対策地域協議会（子ども）は、各法律で構成員に守秘義務が課されており、関係者で個人情報共有しながら個別事例の検討を行う場としての活用も可能。

※ 「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」でも地域づくりを進める観点から既存の会議体が設置されているところ、市町村はそれも合わせて会議体の全体のあり方について検討を進めることが必要。

4. 人員配置、資格要件について

- 市町村域全体として「断らない相談支援」に必要な機能を確保するため、「断らない相談支援」を担う各相談支援機関における人員配置については、それぞれの機関が担う機能や現在の配置状況等を踏まえ、市町村において検討を行う。その際、既存事業の人員配置基準・配置人員の資格要件等や各相談支援機関に求められる機能を適切に確保すること等に留意が必要である。

10

「参加支援」について

事業スキーム（第6回検討会資料より）

◆参加支援は個別性が高く、現行制度においても、対象者の属性ごとに様々なメニューが準備されている。「断らない相談支援」において受け止め、本人や世帯全体が感じている困難を整理することで、本人や世帯の課題が明らかとなる場合も多く、このような場合には、属性ごとに準備されている支援メニューへつなぐことで足りるため、参加支援に関する属性ごとの既存補助金等の一体的交付は行わない。

◆他方、相談支援から浮かび上がった参加支援のニーズに関し、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズ（※）が想定されるため、これらに対応する参加支援の機能を新たに整備する必要。

（※）8050世帯の50代の子ども、長期のひきこもり状態にある者など

◆具体的には生活困窮者自立支援制度における任意事業のメニューを念頭に、それら事業を狭間のニーズにも対応できるものとして新たな法定事業の一部として規定する方向で検討。

（※）生活困窮者自立支援制度の任意事業

- ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業
- ・家計改善支援事業 ・子どもに対する学習・生活支援事業

1. 基本的な考え方

- 「参加支援」については、社会参加・就労支援、見守り等居住支援など多様な支援が本人や家族のニーズに合わせてきめ細かく提供されることが重要であり、市町村が地域の状況や資源等を踏まえ既存制度の支援メニューを活用しつつ、既存制度では利用できる資源が存在しない狭間のニーズに対して、事業を柔軟に組み立て、実施することが求められる。

（事業の実施方法の例）

市町村が必要と判断するメニューについて、生活困窮者自立支援制度の任意事業の対象者を拡大する形で実施

- なお、小規模市町村については、既存制度の支援メニューや地域資源が十分でないこと等が想定されるため、都道府県や他市町村とも連携するといったことも含めて検討を進めることが必要である。

11

「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」について

事業スキーム（第6回検討会資料より）

①ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能

※アとイが相互に密接に関係しながら、地域の活動を高める（地域のエンパワーメント）

ア. 個別の活動や人のコーディネート

既存の地域活動や日常の支え合いの把握と、実践者への支援による地域活動の活性化

住民の「やりたい」という思いを軸とした新たな地域活動の創出

顔の見える関係性に基づく、地域の人と人、人と居場所や参加の機会とのつなぎ

イのプラットフォームをコーディネート・活性化する役割

イ. 地域のプラットフォーム

アのコーディネート機能と一体となって、地域において多様な参加の機会と居場所を発見し、生み出すため、

- ・地域をよく知る住民
- ・多様な参加の機会や居場所を生み出す資源を有する地域関係者（商工会、生協、観光、信金など）

・相互調整や情報提供、公的サービスへのつなぎを行う行政

などがその都度集い相談、協議する場

アのコーディネート機能を支え、活性化する役割

②住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

以下のような視点を踏まえた、多様な居場所や参加の場の創出

・世代や属性を超えた関わりを通じ、幼少期からの地域への意識と、暮らしや文化、価値観の多様性を認め合う意識を育む

・「支える」「支えられる」という関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いを生み出す

・住民と専門職が協働すること等を通じて、地域に開かれた福祉の実践を展開することにより、包摂的な地域文化を醸成する

12

1. ケア・支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能

○地域の個別の活動や人を詳細に把握してつなげていく機能であり、住民に身近な圏域での活動が必要と考えられる。あわせて、個別の活動や人のつなぎを広げるためには、住民に身近な圏域よりも大きな範囲（市町村等）で様々な活動を把握し、交流を生み出す視点も必要と考えられる。

○介護保険の生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター及び協議体は、圏域については市町村圏域（第1層）と日常生活圏域（第2層）の双方を射程に入れ、重層的に取組を進める考え方となっており、これらの既存の取組にも十分に留意する必要がある。

○一方で、このような役割は、福祉に関する専門的な知識等が必ずしも求められるものではなく、地域のことをよく知っている住民などが担うことも考えられる。あわせて、他省庁の人材関連施策との連携や重層化といった視点も重要である。

2. 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保

○既存の場や居場所を活用しつつ、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所がこれまで以上に生み出されることが望ましい。

○一方で、同世代、同じ属性の住民が交流することを目的とした場や居場所は、似た状況にあったり同じ悩みを抱える住民同士が交流できることを重視したりするものがあり、こうした機能も一定確保する必要がある。

13

市町村が包括的な支援体制を構築する際のプロセス等

1. 構築に向けたプロセス等

- 市町村は、地域住民のニーズや資源を十分に把握した上で、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有しつつ、包括的支援体制の構築に向けた検討を進める。
- その際、地域づくりは、既存の地域のつながりや支え合う関係性、それを支援する活動や場などを十分に把握するとともに、その役割を理解した上で、地域住民の主体性を中心に置き、活動を応援することを基本とする。
- これらの点については、後述する地域福祉計画の策定プロセスとして、社会福祉法で地域住民等の意見を反映させるよう努める旨が規定されていることから、こうした機会も活用。
- 検討の結果、地域づくりについて福祉以外の他分野と連携して進めたり、多機関の連携が円滑に進むよう庁内の組織体制の見直しが必要となる場合等もあるため、庁内全体で検討を行うことも必要。その際には、例えば、プロジェクトチームを立ち上げて、職員同士が日々の業務の困難さなども共有しつつ、その解決に向けて分野横断的な議論を行う等、職員一人ひとりの意識を高めて、内発的に包括的支援体制の構築に向けた検討に加わるようにする工夫も必要。
- なお、特に、小規模市町村については、「参加支援」など支援体制の構築等につき都道府県や他市町村とも連携するといった視点をもって検討を進めることが重要である。

2. 事業実施後の対応等

- 市町村は、新しい事業を開始した後も、地域住民や関係機関等の意見を聞きながら、定期的に事業の実施状況等の分析・評価等を進め、改善を行う必要がある。
- 特に、地域づくりについては、必ずしも行政主導で計画的に進むものではないことに留意して、地域住民や関係機関等の意見も十分に聞きながら、長期的な視点で確認していく。
- 一度整備した庁内の組織体制についても、事業の実施状況や地域住民のニーズの変化等も踏まえて、柔軟に見直していく。

14

様々な対人支援・政策領域における取組との連携の視点

1. 個別支援の観点

- 個人や世帯が抱える複雑化・多様化した課題を制度の狭間に落とさず、多機関が連携して支援するためには、分野を超えた連携を図り相互理解を深める必要がある。そのためには、目指す方向性や情報を共有したり役割分担等を調整するための環境の整備（人と場）が重要となる。
- 対人支援においては、保健、医療、福祉、教育等の各分野の専門職との連携をはかり多職種連携による幅広いネットワークを構築していくことが求められる。
- これらの分野においては、既存施策として、ネットワークの構築を目指したものが複数見られるところであり、互いの政策効果の向上や、既存資源の有効活用といった観点から、こうした他の政策分野との連携が必要である。
- 具体的には、例えば、自殺対策、居住支援、成年後見等の権利擁護などの分野が挙げられる。会議体への参画や共通ツールの活用等を通じて、支援者同士の顔の見える関係性を構築していくことが必要である。

15

2. 地域づくりの観点

- 地域の実践では、社会福祉法人の地域における公益的な取組による事業の一環として、法人の運営する事業の資源の一部を活用して、地域の子どもの学習面・生活面での支援や、相談支援から浮かび上がってきたニーズに対してシェルターの提供や緊急物資支援など様々な取組が行われている（第6回検討会におけるヒアリングから）。また、医療法人や協同組合でも同様の取組を行っている事例もある。
- 多様な主体による取組が面的に推進されるよう、新たな事業において、このような取組を推進し、地域の多様な主体から成るプラットフォームの構築を促進し活性化するための方策を検討する。
- さらに、地域づくりの関係では、地方創生、まちづくり、住宅施策、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域との連携と重層化を進めることが重要である。具体的には、例えば、地方創生、コンパクト・プラス・ネットワーク、地域循環共生圏などの取組が進められている。また、地域には、地域住民やNPO等が主体的に行う多様な取組が存在している。
- 上記のプラットフォームの構築と活性化に当たっては、他の政策領域を含め幅広い主体や住民が参画できる仕組みとすることが必要である。このような観点を踏まえて、今後、新たな事業におけるプラットフォームの機能や位置づけ等について、具体化を検討する。

16

地域福祉計画・地域福祉支援計画における位置づけ

1. 現行の取扱い

- 2017年（平成29年）の社会福祉法改正で、地域福祉計画については、市町村に策定の努力義務が課されるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけられた。また、市町村が包括的な支援体制の整備を進める場合には、地域福祉計画に記載することとされている（都道府県が策定する地域福祉支援計画も同様）。

2. 新たな事業創設後の取扱い

- 今般、市町村が新たな事業を実施する場合にも、地域福祉計画の記載事項とする。これを通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、新たな事業に関する共通認識を醸成しつつ、新たな事業の全体像を計画に位置づけることを推進する。また、定期的に事業の実施状況等の分析・評価等を進める。
- 都道府県においても、市町村の事業実施を支援することをはじめ、包括的支援体制の構築における役割について、地域福祉支援計画の記載事項とする。
- 地域福祉計画の記載事項とする際には、介護保険事業計画など他の分野の計画との記載の整合を図る必要がある。
- なお、地域共生社会の推進については、地域福祉計画だけでなく、自治体の最上位計画である総合計画にも記載する自治体もある。総合計画に位置づけ、福祉部局だけでなく、自治体全体で地域共生社会を推進することは重要であることから、そのような取組を好事例として積極的に周知していくことも考えられる。

17

包括的支援体制構築における都道府県の役割

1. 基本的な考え方

○都道府県は、

- (1) 市町村における包括的支援体制の構築の取組の支援
- (2) 市町村域を超える広域での人材育成やネットワークづくり
- (3) 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応等の役割を担うことが考えられる。

○特に、小規模な自治体や自立相談支援機関を有しない町村に対しては、きめ細かな支援が必要。「参加支援」などについては、当該市町村と意見交換しながら、事業の共同実施の調整、都道府県に対する事業実施の委託の調整等、サポートを積極的に行う必要がある。

2. 具体的な役割の例

- (1) 市町村における包括的支援体制の構築の取組の支援
 - ・管内自治体の実態を把握した上での広域実施や他の事業との一体的実施などに向けた支援
 - ・管内自治体における先駆的取組やノウハウ等の情報収集及びそれらの情報の発信
- (2) 市町村域を超える広域での人材育成やネットワークづくり
 - ・包括的支援体制構築に係る人材の育成に向けた研修の開催や、支援員同士のネットワークづくり
 - ・管内自治体相互のネットワークをつくり、広域での地域づくりや参加支援等のバックアップを行うこと

(※) 人材育成については、市町村の手挙げによる事業実施であること等を踏まえると、国の果たすべき役割についても検討を行っていく必要がある。
- (3) 広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応

(例)DVや刑務所出所者など、地域からの排除や偏見の対象に陥る可能性があるために住民の身近な圏域で対応したい場合や、より専門的な支援が求められる場合等

18

参考資料

19

包括的な支援体制の整備例（１）①

- モデル事業においては、「まるごと相談窓口」として分野を包括した専門職による相談支援窓口や、住民に身近な地域で相談を受けとめる窓口が配置されている。
- モデル事業における包括的な支援を実現するための体制については、相談窓口の配置、専門職の配置、またそれぞれの機関、人がカバーする圏域の範囲など、具体的な整備のあり方は多様であり、自治体の人口規模や広さ、地域資源の状況等に応じて創意工夫しながら取り組んでいる。

		三重県 名張市	福井県 坂井市	茨城県 東海村	愛知県 豊田市
人口		78,553人	91,638人	37,611人	425,340人
面積		129.77km ²	209.67km ²	38.00km ²	918.32 km ²
小／中学校数		14校／5校	19校／5校	6校／2校	77校／28校
地域力強化の体制	環境整備、体制の構築	まちづくり協議会（小学校区）で、一括交付金を活用し、地区ごとに創意工夫をして事業実施	「ふくしの会」が主体的に課題を把握して課題解決を試みる体制となるよう市と社協が協働して後方支援を実施。 ※37地区のうちモデル4地区で実施。	第2層協議体（小学校区）または第3層協議体（自治会単位）・地区社協ごとの「ふれあい協力員」	社協CSWと地域包括支援センター、障害者相談支援事業所が連携し、地域づくりの調整機能を担う。
	住民に身近な相談窓口	15か所（まちの保健室） ※ 地域包括支援センターのランチ	市社協、市役所、地域包括支援センター、障がい者相談事業所	ふれあい協力員の見守り活動、サロン・食事会等を活用したニーズ収集	健康と福祉の相談窓口（4～5中学校区ごとの地区） ※現時点ではモデル2地区に設置するとともに、市役所所在地区は、本庁・社協本部として設置
	対応者	市職員	社協職員、市職員、地域包括支援センターや障がい相談事業所	ふれあい協力員、村社協コミュニティワーカー	市職員、市社協職員

20

包括的な支援体制の整備例（１）②

		三重県・名張市	福井県・坂井市	茨城県東海村	愛知県・豊田市
多機関協働の体制	相談支援包括化推進員の配置 <small>※いずれも財源は混在</small>	5名 市役所の各課・相談窓口 にエリアディレクター （相談支援包括化推進員）を配置。	2名 （専任／市職員）	2名（正規職員1名、臨時職員1名）	23名（市職員15名[事務職、事務職有福祉資格者、保健師が兼務]、市社協職員8名[有福祉資格者がCSW・困窮相談支援員と兼務]） 市内支所に配置
	包括化推進員の役割	所属する各相談支援機関の相談ケースを担当しつつ、他部課・機関との連携を調整	・各相談支援機関からの複合課題事例について多機関での情報共有・支援方針の決定の支援を行う。 ・各相談支援機関や市各課の連携方法について調整を図る。	生活支援コーディネーターとの連携により、地域をフィールドとして、子ども、高齢者、生活困窮者など縦割りを排した支援対象者の把握を行う	所属する機関で相談ケースを担当しつつ、必要に応じて複合課題事例について他機関とのつなぎ・連携を行う。
	包括化推進会議	ケース検討：随時 ネットワーク構築：2か月に1回程度	ケース検討：定例(月2回) ネットワーク構築：3か月に1回程度	ケース検討：月1回 事例検討 年3回以上 ネットワーク構築：2か月に1回程度 （協議体も兼ねる）	ケース検討：随時 地域ケア会議等も活用 ネットワーク構築：2か月に1回程度
	相談を受け止める機能	総合相談窓口 対応者	市役所福祉総合相談室、各市民窓口担当課、市社協、地域包括支援センター、障がい相談事業所 — —	市役所福祉総合相談室、各市民窓口担当課、市社協、地域包括支援センター、障がい相談事業所 — —	社協・総合相談窓口 — —

21

既存の相談支援機関の人員配置基準・資格要件等

○各分野において設置された既存の相談支援機関は、それぞれ対象、事業内容や機能に応じた人員配置基準や実施主体が設定されている。

分野	機関名	必須/任意	設置の根拠	人員配置基準	実施主体	対象	事業概要/機能等
介護	地域包括支援センター	必須	介護保険法第115条の46	原則、担当区域における第一号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、以下の職員を常勤専従で配置する。 ○保健師 ○社会福祉士 ○主任介護支援専門員 ※1 それぞれの職種に準ずる者の規程がある。 ※2 上記とは別途、小規模区域等における例外基準がある。	市町村(委託可)	高齢者を主とした地域住民	・総合相談支援業務 ・権利擁護業務 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 ・介護予防ケアマネジメント
	自立相談支援機関	必須	局長通知	法令上の基準は設けられていないが、3職種の支援員(人員)の配置(小規模自治体等において兼務は可能)	福祉事務所設置自治体	生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者	・プランの適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討
障害	障害者相談支援事業所(市町村地域生活支援事業)	必須	障害者総合支援法第77条第1項第3号	法令上の基準は設けられていないが、委託する場合、常勤の相談支援専門員の配置が必要。	市町村(委託可、複数市町村による共同実施可)	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者	・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援 ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介等
	基幹相談支援センター	任意	障害者総合支援法第77条の2第2項	法令上の基準は設けられていないが、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要になる人員の配置(主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)	市町村(委託可、複数市町村による設置可)	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者 地域の相談支援事業者	・総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止
子ども	利用者支援事業所(利用者支援事業)	任意	子ども・子育て支援法第59条第1号	法令上の基準は設けられていないが、利用者支援専門員(専任職員)を1名以上配置	市町村(委託可)	子ども及びその保護者等	・子育て家庭等からの相談 ・子育て支援に関する情報の収集・提供 ・子育て支援事業や保育所等の利用に当たったの助言・支援 ・地域の関係機関との連絡調整等
	子育て世代包括支援センター(法律上の名称:母子健康包括支援センター)	任意(努力義務)	母子保健法第22条	法令上の基準は設けられていないが、保健師等を1名以上配置	市町村(委託可)	母子並びに乳児及び幼児	・母子保健に関する各種の相談対応、支援に必要な実情の把握、保健指導の実施など、包括的な支援を行う

22

「断らない相談支援」に必要な機能

機能	内容
相談の受け止め	○多様な相談が寄せられることが想定されるが、まずは相談の入口として一旦、包括的に受け止めることが求められる。
解決に向けた対応	○個人、世帯の状況を包括的に把握するために情報収集をしたり、対応すべき課題を明らかにして、解決の方向性を検討する。 ○また、課題の内容に応じて、専門的な機関につないだり、関係者、関係機関と連携する。
制度の狭間・隙間や、課題が複合化・複雑化したケースにおける支援調整	○複合的な課題を抱えているために、丁寧なアセスメントや、複数の支援機関による支援が求められる等の困難な事例に対して、支援の方向性を整理したり関係者の役割分担をする等の総合調整を担う。
多機関のネットワークの構築	○地域の関係機関や専門職、自治体等による多様なネットワークを構築したり、支援に関わるチーム全体の総合調整を行う。
個別支援から派生する新たな社会資源・仕組みの創出の推進	○個別支援を通じて既存の社会資源を見つけたり、不足している場合には新たに創造するなど、支援を通じて新たな支援を作ったり、支援体制を充実させる。
相談支援に関するスーパーバイズ、人材育成	○支援者に対して個別のスーパーバイズを行ったり、ケース会議等でグループスーパービジョンを行う。 ○また、研修会等において、支援の知識や技術の向上に向けた働きかけを行う。
継続的な伴走支援	○伴走支援には、「地域にある様々な居場所や地域活動等の暮らしの中で行う、支え合いや緩やかな見守り」と「専門職による課題の解きほぐし(時間をかけたアセスメント)や本人の状態の変化に寄り添う継続的な支援」の2つが想定される。「断らない相談支援」においては、後者の伴走支援を想定。 ○また、これらの支援は「参加支援」と一体的に進めていくことが求められる。 ○伴走支援の終結の考え方としては、 ・本人の状態が改善し、一定程度、課題の解決が図られた時 ・適切に専門の支援機関につながった時 ・全ての課題は解決していないものの、地域や関係機関の関わりや見守りの体制が整備された時等とする。

23

複合的な課題を抱える家族への支援事例

家族構成

【夫】 無職、ギャンブル依存
【息子】 障害の疑い

【本人】 <本人> Bさん(女性)45歳
<家族構成> 夫47歳、息子22歳、娘14歳

【娘】 不登校

支援のきっかけ

- 娘（14歳）が学校を休みがちとなっていたことから、担任教諭が母（本人）に連絡。
- 担任教諭が母（本人）と面談を行ったところ、「娘の素行が乱れ夜に遊びに出掛けたり、不登校気味であることを心配している。また、夫や息子のことにも悩んでいる。」とのこと。
- 話しを聞いた担任教諭は、母（本人）の困りごとが多岐にわたるため、どこに相談に行ったら良いか分からず「断らない相談窓口」に連絡。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員が本人や娘、息子と時間をかけてアセスメントを行い、家族一人一人の課題やニーズを明らかにする。

<家族が抱える多様な課題を時間をかけて解きほぐす>

- 初回の面談では、課題が複合的であるため、本人自身混乱していた。その後、連携担当職員が本人の心の揺らぎに寄り添いながら、時間をかけて家族の状況を丁寧にひも解く中で、下記のような多様な課題が明らかになる。

(本人) 家計を支えるためにパートを掛け持ち、夫への不満が募っている。各種滞納があるものの、家計の状況は把握できていない。

(夫) 飲食店を営んでいたが、不況のおりを受けて倒産し目標を失う。昼から飲酒し、パチンコに通う生活が続いている。

(息子) 高校を卒業後、短い期間に何回も転職を繰り返しており自信を失っている。障害の疑いがある。

(娘) 父親の店の倒産を同級生からからかわれ、現在は不登校気味。生活のリズムが乱れ、授業にもついていけない。

(地域との関係性) 夫が無精ひげを生やして昼からお酒を飲んで歩いたり、夫婦喧嘩が絶えないため、近隣の人から疎まれ地域から孤立。

<多機関との連携による支援>

- 連携担当職員が関係者の総合調整役を担い、学校やハローワーク、自立相談支援機関、地域住民等の関係者が連携を図りながら、家族への個別の支援を行う。

効果

- 本人に寄り添いながら丁寧に伴走支援をすることにより、世帯全体の複合的な課題を整理することができ、今後の支援の方向性を具体的に組み立てていけるようになった。
- 複合的な課題を整理したことにより、今後は適切に多機関と連携を図り、世帯全体を支援する体制を整えることができるようになった。



ひきこもりの相談支援事例

家族構成

【父】 無職、年金と不動産収入
【本人】 ひきこもり

<本人> Aさん(男性)51歳
<家族構成> 父79歳

支援のきっかけ

- 地域包括支援センターのケアマネジャーが、断らない相談窓口につなが。「父親の担当をしているが、ひきこもっているAさんの存在も気になっている」とのこと。
- ケアマネジャーは、父の体調が悪く近く入院する予定であるため、Aさんのことをどうしたら良いか心配になったとのこと。
- Aさんは無職であるが、父は年金の他に不動産収入があり経済的には困っていない。

支援内容

<支援開始>

- 連携担当職員が、父と面接。また、ケアマネジャーやヘルパーなどから聞き取りを行い、Aさんの状況確認を行う。包括化推進会議に諮りAさんや父へのアプローチ方法を検討。
⇒ 自立相談支援機関がAさんの自宅を定期的に訪問しながら、接点を作ることになる。

<Aさんへの支援>

- 最初、自立相談支援機関の支援員は、Aさんと会うことが出来ず、部屋の前に手紙を置いたり、イベントのチラシを置くなどして関わりを継続し、時間をかけて関係性を構築。その後、父親の体調が悪化し、入院することがきっかけとなり、Aさんから自立相談支援機関に連絡が入る。
- 自立相談支援機関で面接を行ったところ、Aさんは働きたいという希望はあるものの、長くひきこもっていたため自信が持てないとのこと。そこで、就労準備支援事業を利用し、生活の立て直しから始めることとなる。

<父親の支援（医療ソーシャルワーカーとの連携）>

- 父親の退院を見据え、病院の医療ソーシャルワーカーと連携しながら在宅療養の準備を進める。

効果

- 断らない相談窓口が関わったことにより、世代や属性が異なる高齢の父とひきこもりのAさんの課題を包括的に受け止められた。
- ケアマネジャーは、数年前から自室に閉じこもるAさんの存在に気付いていたが、どのように対応したら良いか分からず長期にわたり困っていた。連携担当職員が関わったことにより、多機関の関係者が連携を図るための総合調整がなされAさんと父親の支援が円滑に進んだ。



参加支援の取組(鳥取県における学習支援事業)

鳥取県

<基本データ>
 人口: 55万6,549人
 世帯数: 21万8,952世帯
 保護率: 1.26%
 面積: 3,507km²
 小学校区: 122
 中学校区: 59 平成31年4月1日時点

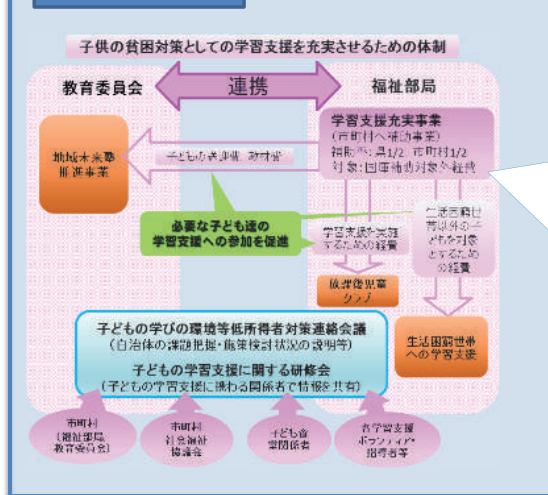


地図データ: Google

取組のポイント

- **学習支援に係る単県事業(学習支援充実事業)の実施**
 ⇒ 子どもの生活・学習支援事業における国庫補助事業の対象外経費を補助(※)
 ※地域未来塾や放課後児童クラブも補助対象
- 「子どもの学びの環境等低所得者対策連絡会議」を設置。
 ⇒ 県内における子どもの生活・学習支援の実施を推し進めるため、県の教育委員会と福祉部局が連携し、県内各自治体をサポート。

実施内容



作成: 厚生労働省

学習支援充実事業について

【目的】 学習支援の充実を図るため、国庫補助事業の対象外の取組について県独自の補助を実施

【対象経費】 国庫補助対象外となる経費

- ◆ 生活困窮世帯の学習支援事業
 生活困窮世帯以外の子どもの対象とするための経費
- ◆ 地域未来塾推進事業
 子どもの送迎費、教材費等の必要経費
- ◆ 放課後児童クラブ
 放課後児童クラブで学習支援を実施するための経費

【補助率】 県1/2、市町村1/2

効果

- ◆ 子どもの生活・学習支援事業における国庫補助事業の対象外経費を補助することで、一般世帯も広く利用できる場となった。
- ◆ それにより、生活困窮世帯や生活保護世帯の子どものプライバシーを保護することができ、支援を要する子どもが幅広く利用できる。

26

「多世代交流スペース宮ノ前テラス」を軸にした住民活動の展開(神奈川県横浜市)

- 地域住民の想いを聞いた区役所の担当者が、人と人をつなぎ、地域住民の力で多世代交流サロンが実現。
- NPO法人として、2018年10月から「多世代交流スペース宮ノ前テラス」の運営をスタート。



定年退職後に何かできないか、と想いを持つ居場所の開設者



引きこもりがちなお年寄りを心配している民生委員

地域に役立つ場所を建てたい地主



地域住民によるサロン立ち上げに向けた活動がスタート(総合事業の補助金を活用するために法人格を取得)



コーディネーター的な役割

- ・人をつなぎ、活動のきっかけを作る
- ・関連情報等を提供



【行政によるバックアップ】

- 区役所が同じような想いを持つ地域住民をつなぎ、サロン立ち上げに向けた話し合いの「場」を設定。住民が最初の一步を踏み出すきっかけを作った。
- ハード面の整備費用として「ヨコハマ市民まち普請事業」、活動の資金として「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業(サービスB)」の補助金の活用を提案。補助金を活用した拠点の整備・運営につながった。

作成: 厚生労働省

27

「くらしのサポートセンターサックス」を拠点にした住民活動の展開（福岡県福津市）

- 熱意ある地域住民が、地域の有志を巻き込みながら、活動拠点として「くらしのサポートセンターサックス」を設立。
- 楽しみながら、多世代や地域がつながっていくためのスペースとして運営。



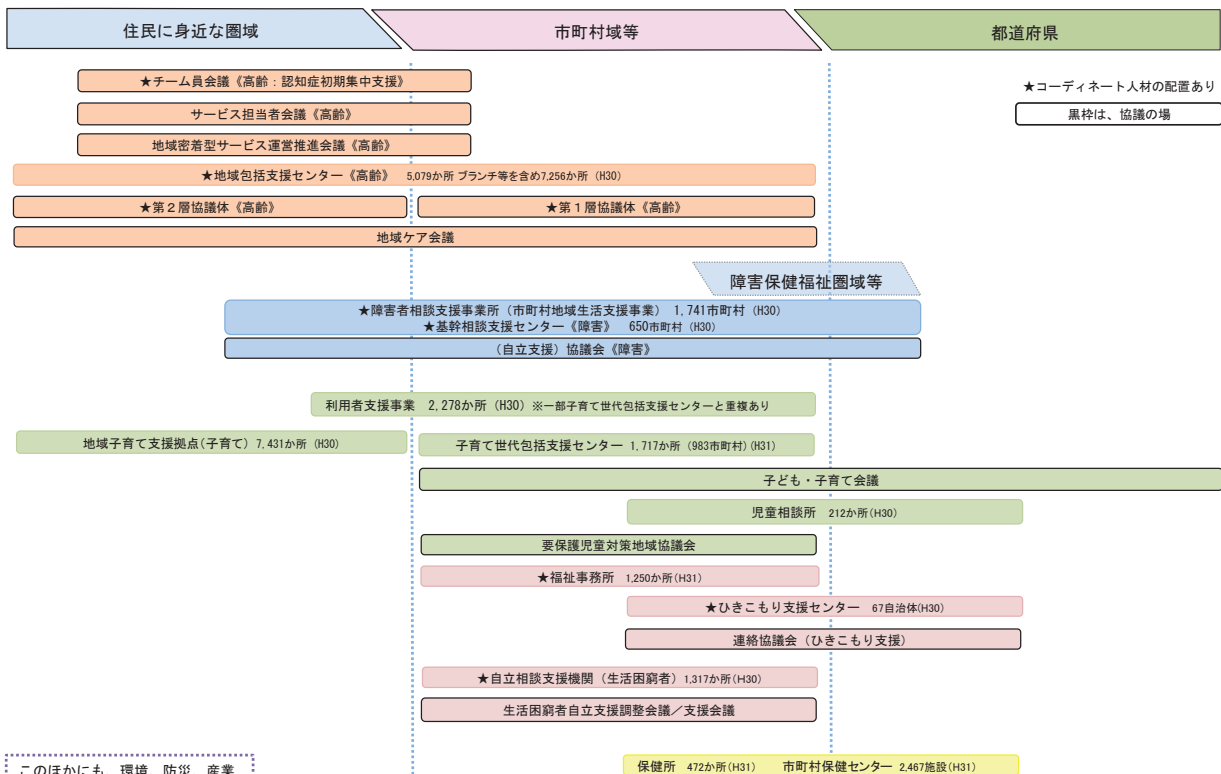
【行政によるバックアップ】

- 平成27年12月から「協議体準備会」を始め、話し合いや視察等を通じ、市役所と熱意ある住民がつながった。
- 住民の声を集めるためのプラットフォームとして、介護保険制度の地域支援事業（生活支援体制整備事業）を利活用し、平成28年10月に「福津市ささえ合い協議体」を設置。

作成：厚生労働省

28

地域力強化をとりまく様々な資源と地域における協議の場



このほかにも、環境、防災、産業など様々な協議の場がある。

29

地域福祉計画・地域福祉支援計画について（社会福祉法の規定）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

30

包括的支援体制の整備に関する地域福祉計画の規定～告示、通知

「包括的な支援体制の整備に関する指針」（大臣告示）「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（局長通知）

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（厚生労働省告示第355号）（抄）

市町村における包括的な支援体制の整備については、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、その際、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つである。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（子ども家庭局長/社会・援護局長/老健局長 連名函）（抄）

第一 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）改正の趣旨について

（7）法第107条、法第108条関係

（略）今般の改正では、法第106条の3第1項で定める体制整備を促進する観点からも、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けている。また、第106条の3第1項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加している。

あわせて、策定した地域福祉（支援）計画については、定期的に調査、分析及び評価の手続きを行い、必要に応じて見直しを行うよう努めることとされている。

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について

法第106条の3第1項は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（第1号）、「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（第2号）、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築（第3号）の3つの事業の実施等を通じ、包括的な支援体制を整備することを市町村の新たな努力義務としている。

（中略）

市町村が、地域福祉計画の策定プロセスなども活用しながら、3つの機能・取組を担うべき主体とともに、どのように支援体制を整備していくかを考え、関係者の総意と創意工夫により具体化し、展開していくことが期待される。なお、包括的な支援体制の整備に向けては、これら3つの機能・取組について、個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携・協働し、「面」として実施していくことが求められていることに留意する必要がある。

31

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」(局長通知)

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

1 市町村地域福祉計画

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考にする。

ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）（1の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。）

(ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

(イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

(ウ) 地域住民等に対する研修の実施

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

（法第106条の3第1項第2号関係）

(ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

(イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）

(ア) 支援関係機関によるチーム支援

(イ) 協働の中核を担う機能

(ウ) 支援に関する協議及び検討の場

(エ) 支援を必要とする者の早期把握

(オ) 地域住民等との連携

32

「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画策定ガイドライン」(局長通知)

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

2 都道府県地域福祉支援計画

(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

都道府県地域福祉支援計画（以下「支援計画」という。）に盛り込むべき事項としては、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項、③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項、④福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項、⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項の5つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の支援計画としては認められないものである。都道府県においては、主体的にこれら5つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともにその他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項

ア 単独の市町村では解決が難しい地域生活課題に対する支援体制の構築

イ 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案

ウ 住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことができる地域づくりを進めていくための人材育成、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

エ その他必要な事項

33

既存事業における都道府県の役割

▶モデル事業

- ・単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする者に対する支援体制を市町村と連携して構築
- ・都道府県と市町村、市町村間の情報共有や技術的助言
- ・相談支援包括化推進員等の人材養成

▶地域生活支援事業（障害）※都道府県事業として位置づけ

- ・特に専門性の高い相談への対応
- ・相談支援体制整備事業（相談支援アドバイザーの配置等）
- ・相談支援従事者等研修 等

▶自立相談支援事業（生活困窮者）※都道府県事業として位置づけ

- ・管内自治体に対する任意事業の実施に向けた働きかけ、広域での共同実施に向けた調整等
- ・各事業の従事者に対する人材養成
- ・地域ごとの関係機関のネットワークづくり
- ・都道府県が持つ広域行政としてのノウハウ（産業雇用部門、住宅部門）等を生かしたバックアップ

▶保険者機能強化推進交付金（都道府県分）に係る評価指標（高齢者）

- ・管内の市町村の介護保険事業に係るデータ分析等を踏まえた地域課題の把握と支援計画
- ・自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容
 - （1）保険者による地域分析、介護保険事業計画の策定
 - （2）地域ケア会議・介護予防
 - （3）生活支援体制整備等
 - （4）自立支援・重度化防止等に向けたリハビリテーション専門職等の活用
 - （5）在宅医療・介護連携
 - （6）認知症総合支援
 - （7）介護給付の適正化
 - （8）介護人材の確保
 - （9）その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

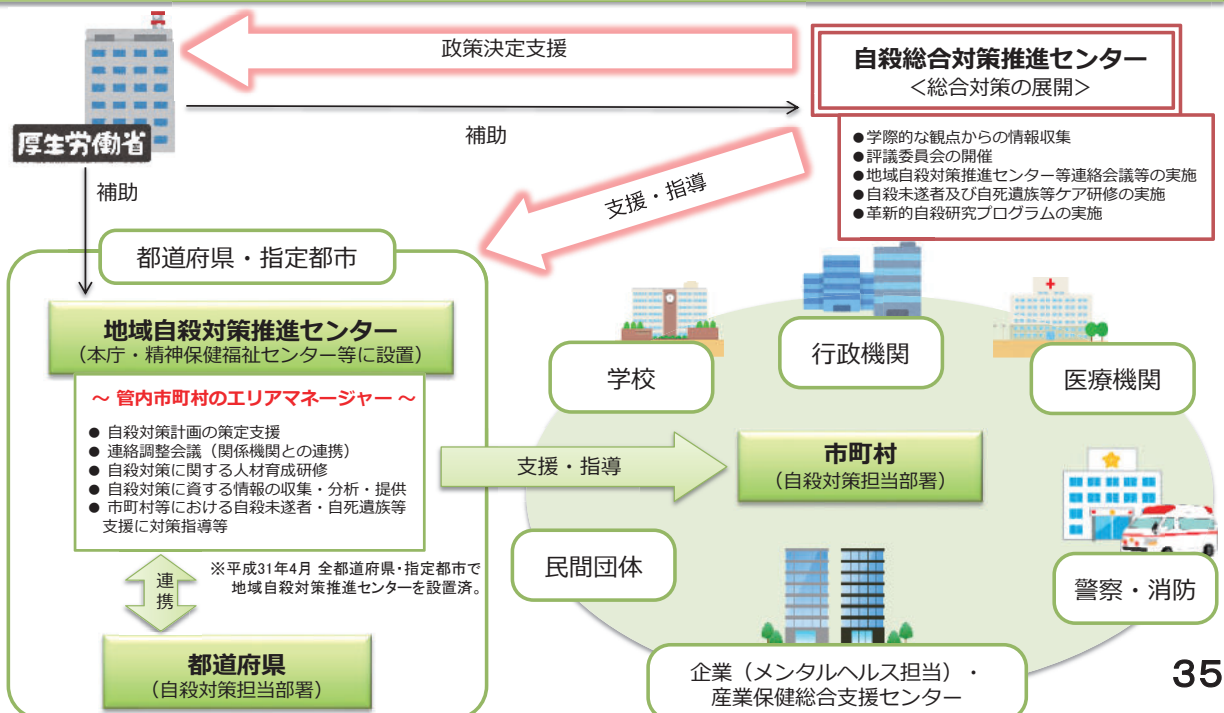
▶利用者支援事業（子ども・子育て）

- ・本事業は市町村が実施主体
- ・利用者支援事業の専任職員への研修の実施 等

地域における自殺対策の推進について

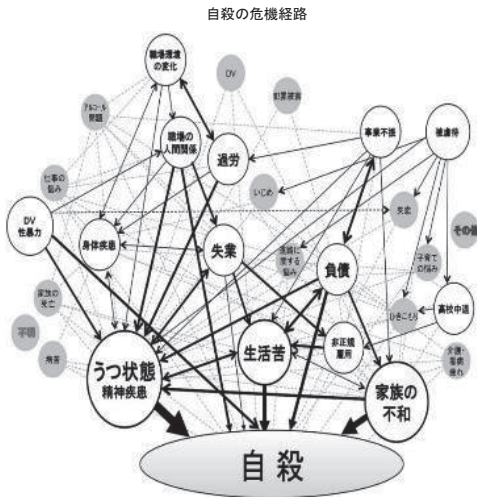
自殺対策における地方公共団体の役割 ⇒ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進

- 国と協力し、地域の状況に応じた施策を策定・実施
- 地域自殺対策推進センターの設置（都道府県・指定都市）
- 都道府県・市町村自殺対策計画の策定
- 自殺者の親族等への相談体制の充実
- 関係者の連携協力、調査研究等の推進、人材の確保、研修・啓発の推進
- 医療提供体制や様々な分野の相談機関につなげる他機関連携体制の整備
- 医療機関と連携した自殺未遂者支援の推進
- 民間団体の活動の支援



各制度等における複合的課題等 (自殺対策(自殺既遂者))

- 民間団体が自殺で亡くなった方の遺族の協力を得て行った調査によれば、
 - ・潜在的な自殺の危機要因となり得るものは69個
 - ・自殺で亡くなった人が抱えていた危機要因の平均個数が3.9個
 - ・最初の危機要因の発現から自殺で亡くなるまでの期間の中央値は5.0年、平均値は7.5年
 - ・亡くなる前に、行政や医療等の何らかの専門機関に相談していた方が約70%等といった結果が示されている。
- こうした調査結果からは、自殺に至るまでのプロセスにおいて、様々な危機要因(課題)が複合的に絡み合い、経時的に変化・複雑化している状況が見られるとともに、個々の課題に対応するための支援とあわせて、本人に継続的に関わり続けるための支援の必要性が示唆されていると考えられる。



自殺の危機要因となり得るもの

健康問題 (531)
身体疾患(疼痛) (18)、身体疾患(その他) (88)、うつ病 (274)、統合失調症等 (97)、アルコール問題 (34)、病苦 (17)、認知症 (2)、出産 (1)
経済・生活問題 (414)
倒産 (11)、事業不振 (60)、失業 (57)、就職失敗 (23)、生活苦 (66)、負債(多重債務) (82)、負債(住宅ローン) (10)、負債(その他) (31)、借金の取り立て苦 (26)、連帯保証 (20)、経営の悩み (6)
家庭問題 (354)
家族間の不和(親子) (71)、家族間の不和(夫婦) (76)、家族間の不和(その他) (17)、家族との死別(自殺) (22)、家族との死別(その他) (30)、家族の将来悲観 (6)、離婚の悩み (47)、被虐待(当時) (4)、DV被害 (19)、育児の悩み (30)、介護・看病疲れ (24)、親の不仲・離婚 (6)、妊娠・不妊の悩み (1)
職場問題 (366)
仕事の失敗 (39)、職場の人間関係 (95)、職場環境の変化(配置転換) (43)、職場環境の変化(昇進) (17)、職場環境の変化(降格) (6)、職場環境の変化(転職) (19)、休職 (13)、過労 (69)、職場のいじめ (11)、仕事の悩み (51)、定年退職 (2)
学校問題 (95)
進路の悩み(入試) (7)、進路の悩み(その他) (22)、学業不振 (8)、いじめ (4)、教師との関係 (15)、他生徒との関係 (15)、ひきこもり (16)、不登校 (6)、教師からの叱責 (1)
男女問題 (37)
結婚をめぐる悩み (6)、失恋 (16)、不倫の悩み (13)、恋人の自殺 (1)、性同一性障害 (1)
その他
犯罪被害 (3)、犯罪被害 (7)、後遺 (1)、心中 (8)、近隣関係 (15)、将来生活への不安 (29)、単身赴任 (2)、災害(その他) (3)、親への家庭内暴力 (2)、高校中退 (5)、事故 (7)、同業者・同僚の自殺 (1)、配偶者への暴力 (4)、その他 (73)

出典:『自殺実態白書2013(NPO法人ライフリンク)』 **36**

足立区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

<足立区の概要>

- ・人口 685,447人(平成30年1月1日現在)
- ・生活保護受給率 3.63%
- ・面積53,25km²



<概要>

生活困窮者自立支援制度

- 自立相談支援機関：直営+委託(NPO法人)
- 任意事業：家計相談支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業、一時生活支援事業(都区共同事業として東京都が実施)を実施

連携体制の構築

- ・庁外の関係者を含めた「こころいのちの相談支援ネットワーク」を設置。
- ・様々な相談窓口に来た相談者を総合的に支援するため、庁内の関係部署の連携体制も整備。各相談窓口が「こころいのち支援係」が相談に乗り、調整を図っている。
- ・また、支援調整会議においても、自殺対策の担当が参加している。



連携に向けた取組①

「相談者への対応が一目でわかるフローチャート」活用による早期支援

- 相談機関に来た相談者のうち、自殺対策担当部署等につなぐ判断を補助するための「チェックポイント」や「フローチャート」を作成。
- 「チェックポイント」は、相談者自身の訴えからは表面化しづらい課題についても、本人の様子や振る舞いなどから察知するためのツールとして、ゲートキーパー手帳に盛り込み、ゲートキーパー研修会を通じて共有している。
- アセスメントの抜け漏れを防ぎ、早期に支援が可能になる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動

- 自立相談支援機関とともに、自殺対策担当部署等や保健師、ひきこもり支援担当、弁護士等と一緒にワンストップ型の出張相談会を(年5回×6日間)実施。

●出張総合相談会の実施

【常設の窓口以外の場所での相談支援】
 ▼ハイパーアップ(障害者・高齢者・発達障害者) 生活サポート相談員・PS(寄り添い支援)相談員(NPO)・ひきこもり相談員(NPO)などによる出張総合相談会を実施(「こころいのち支援係」)



連携に向けた取組③

つなぐシートの活用

- 複数の機関で連携して支援するため、段階に応じた途切れない確実な「つなぎ」を目指している。
- ① 次の窓口を紹介する。
- ② 紹介状「つなぐシート」でつなぐ
- ③ 精神保健福祉士等の資格を持つパーソナル・サポーターでつなぐ。



※「つなぐシート」は、次の窓口につなぐ際に情報が共有できるほか、経過を関係者にフィードバックする仕組みを設けることで、多機関の連携が有効であることを実感することにもつながっている。

連携に向けた取組④

「生きていいんだ」と思える居場所の創出

- 「課題解決志向の個別支援」と連動して行っている「存在肯定志向の居場所創出活動」。課題が解決しても居場所には継続参加可。
- 相談者が、グループでの人とのつながりを通して、他者承認と自己確認を図る(人間関係のリハビリを行う)ことがわらい。
- 支援者にとっては、相談者とフラットな関係を築く場に。また、組織等の枠を超えて、支援者同士が相談者を支える機会にも。

江戸川区における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

<江戸川区の概要>

- ・人口 697,801人
(平成31年4月1日現在)
- ・生活保護受給率2.915%
- ・面積49,09km²

連携に向けた取組①

シート等のツールの活用

- 生活保護受給者や生活困窮者自立支援制度の利用者を関係機関が連携して支援していくため、複数の関係機関の支援状況や、相談者のやり取りの情報を共有。
- 複数の関係機関間での連携を円滑に行うことができる。

連携に向けた取組②

総合相談会によるアウトリーチ活動

- 自殺の社会的要因である失業、多重債務をはじめ、個人が抱える生活上の様々な問題に対して、各分野の専門家が相談に応じるワンストップサービス
- 月1回、健康サポートセンターで開催
- 自立相談支援機関とともに、弁護士、ハローワーク職員、消費生活相談員、保健師などが相談に応じている。

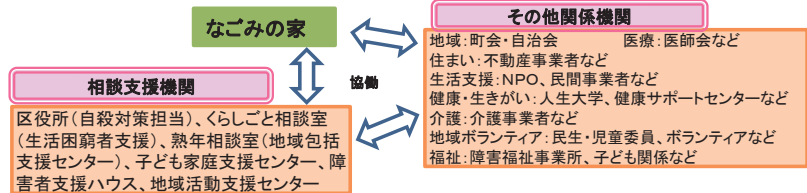
<概要>

生活困窮者自立支援制度

- 自立相談支援機関：委託(くらしごと相談室)
- 任意事業：家計改善、就労準備支援、次世代育成等

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内9か所に設置している。(最終的に15か所の整備を計画)
- 住民の悩みや課題を速やかに察知・把握できる機能として、住民の暮らしの中に「なごみの家」を設けるとともに、「なごみの家」を入口として、区内の様々な専門相談等に必要に応じたつなぎを行う。
- 自殺防止連絡協議会や、くらしごと相談室(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした区の相談支援機関と協働している。



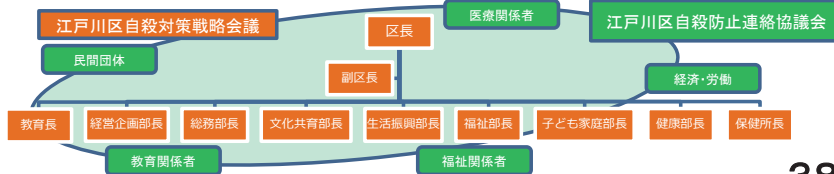
自殺対策の連携体制の構築

「自殺対策戦略会議」(年1回開催)

- ・区長が長を務め、自殺対策に関連の深い関係部局長で構成

「自殺防止連絡協議会」(年2回開催)

- ・関係機関及び民間団体等の相互の密接な連携確保、区における自殺対策を総合的かつ効率的に推進



野洲市における自殺対策と生活困窮者自立支援の連携

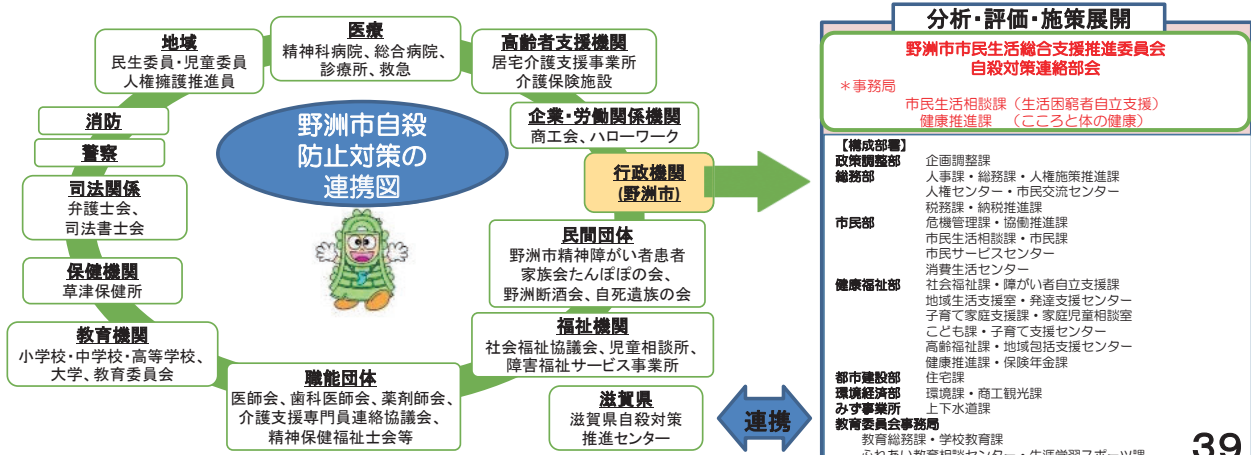
<野洲市の概要>

- ・人口 51,357人(令和元年9月1日現在)
- ・生活保護受給率 0.41%
- ・面積80,15km²



<概要>

- 野洲市においては、生活困窮者自立支援は市民生活相談課が担当。市民生活相談課では、多重債務相談や専門相談(法律相談、税務相談等)、消費者相談を担当するほか、問い合わせ先がわからない等の苦情や問い合わせを受け付けて所管課につなぐなど、市民生活にかかわる総合的な相談窓口を担う。
- 関係機関間の連携体制を構築するほか、自殺対策に関する課題や現状を分析・評価し施策展開するために設置した「野洲市市民生活総合支援推進委員会自殺対策連絡部会」の事務局を市民生活相談課と健康推進課が担当。
- 「いのちを支える野洲市自殺対策計画」において、現状の分析を踏まえ、重点施策の柱として高齢者、若年層への支援強化、心の健康づくりとともに「生活困窮者への支援の拡充」を位置づけ。



都道府県及び市町村自殺対策計画策定の手引について(局長通知)

- 平成29年7月25日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、国は、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、地域自殺対策計画策定ガイドラインを策定することとされている。
- このため、都道府県及び市町村自殺対策計画の策定に関する標準的な手順と留意点等を取りまとめ、平成29年11月に都道府県及び市町村に対して「自殺対策計画策定の手引き」を示した。
- 手引きのうち、「Ⅲ自殺対策計画策定の流れ」の中で、計画の策定に当たっては、意思決定の体制づくり、関係者間の認識共有、地域の社会資源の把握等、地域共生社会の実現のための包括的支援体制の構築に当たっても重要な要素が記載されている。

I 自殺対策計画策定の背景

II 自殺対策計画策定の意義

III 自殺対策計画策定の流れ

IV 計画に盛り込む内容の決定

IV-1 計画の名称を決める

IV-2 計画の構成を決める

IV-3 評価指標等を盛り込む

《数値目標》

1) 自殺対策の数値目標について

《評価指標》

1) 基本施策「市町村等への支援の強化」について

2) 基本施策「自殺対策を支える人材の育成」について

3) 基本施策「住民への啓発と周知」について

4) 基本施策「児童生徒のSOS の出し方に関する教育」について

5) 重点施策＝地域自殺対策「重点パッケージ」について

《実施の有無／実施内容の記録》

1) 基本施策「地域におけるネットワークの強化」について

2) 基本施策「生きることの促進要因への支援」について

3) 生きる支援関連施策について

V 計画の推進、推進状況の確認等

III-1 意思決定の体制をつくる

- 1) 行政トップが責任者となる
- 2) 庁内横断的な体制を整える
- 3) 広く住民の参加を得る
- 4) 自殺対策連絡協議会の参加を得る
- 5) 市町村の参加を得る

III-2 関係者間で認識を共有する

- 1) 地域の自殺実態を共有する
- 2) 自殺対策の理念等を共有する
- 3) 自殺対策の目標を共有する

III-3 地域の社会資源を把握する

- 1) 庁内の関連事業を把握する
(いわゆる「事業の棚卸し」)
- 2) 地域の様々な活動を把握する

III-4 自殺対策計画を決定する

- 1) 計画の全体構成を考える
- 2) 各事業の担当及び実施時期を明確にする
- 3) 検証可能な指標や目標を定める

40

自殺対策計画策定の手引きにおける「庁内の関連事業の把握(事業の棚卸し)」について

- 自殺対策計画の策定に当たっては、自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、各自治体で既に取り組まれている既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むべく、庁内の関連事業を広く把握することが重要である。
- その際に有効な手法が「事業の棚卸し」であり、関連事業の把握作業を実施することにより、庁内関係者と分野を超えた「顔の見える連携関係」の再構築・再強化にもつながるものである。
- また、庁内の多様な事業を「生きることを支える支援」と位置づけ、幅広く計画に盛り込むことにより、包括的・全庁的に自殺対策を進めることができる。

<棚卸しの進め方>

- ① 「●●年度 主要施策の概要」や「●●年度 主要施策の成果」等の予算・決算に関する資料を使って、自治体(庁内)における全事業リストを作成する。
- ② 「事業の棚卸し事例集」を参考にしながら、全事業リストの中から「生きる支援」に関連する・関連し得る(関連しないもの以外の)全ての事業を洗い出す。
- ③ 洗い出した事業に自殺対策の視点を加えた「事業案」を検討し、各事業の担当と協議のうえ、計画に盛り込む。

【事業案の例】

1. 滞納税の徴収事業

自殺の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があり、税を滞納している人の中にはそうした問題を抱えて自殺リスクを背負っている可能性がある。

税の徴収員が、滞納者がそうした状況にあるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて住民に相談会等の情報を伝えることが有効となり得るため、徴収員に自殺対策の研修会を受講してもらう。

2. 図書館の管理事業

図書館は普段から活字に親しんでいる地域住民が集まる場であるため、ポスターやパネル等を展示して自殺対策や相談会等の広報啓発の場として有効である。また、自殺対策に資する「居場所(とりわけ子どもを対象とした)」としての機能を持てる場合もある。

3. 葬祭費の支給

葬祭費の申請を行う方の中には、大切な方との死別のみならず、費用の支払いや死後の手続き面などで様々な問題を抱えて、自殺リスクの高まっている方もいる可能性がある。そのため、抱えている問題に応じて、そうした方を支援機関へつなぐ機会として活用し得る。

また、亡くなった方の中には自殺によるケースも想定されるため、遺族に対して相談先等の情報を掲載したリーフレットを配布することにより、葬祭費の支給機会を遺族への情報提供の機会として活用できる。

41

- 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

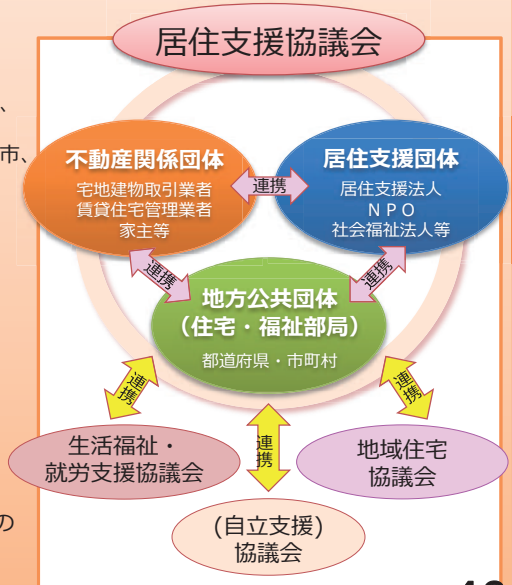
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

- (1) 設立状況** 92協議会が設立（令和元年10月15日時点）
- 都道府県（全都道府県）
 - 区市町（45区市町）
- 北海道本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、文京区、台東区、江東区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、大田区、世田谷区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、調布市、町田市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、名古屋市、岡崎市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市

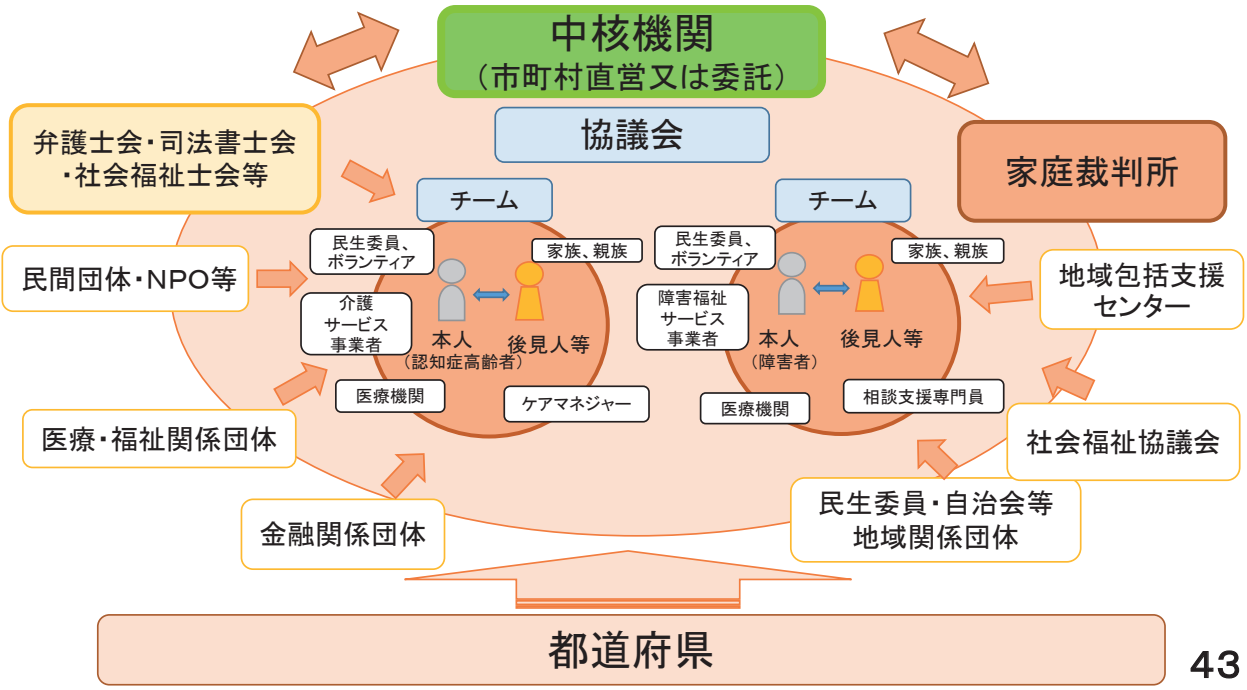
- (2) 居住支援協議会による主な活動内容**
- ・メンバー間の意見・情報交換
 - ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
 - ・住宅相談サービスの実施
（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
 - ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
 - ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

- (3) 支援**
- 居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和元年度予算〕
重層的住宅セーフティネット構築支援事業（9.3億円）の内数



権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関

- 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。
- ※協議会…法律・福祉の専門職団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体
※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握。

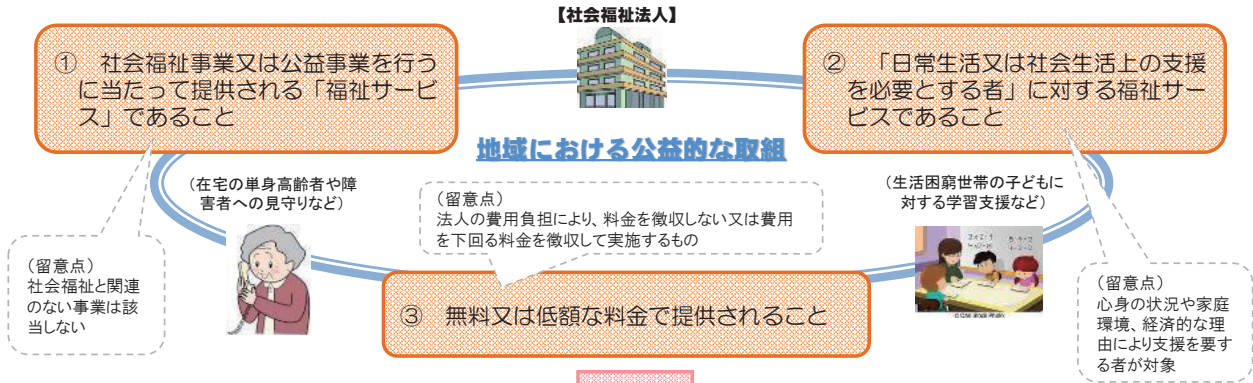


社会福祉法人による地域における公益的な取組について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

**「新たな社会福祉士養成カリキュラムにおける
教員研修のあり方に関する調査研究事業」**

厚生労働省令和二年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

2021年3月31日発行

一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

〒108-0075 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館5階
電話:03-5495-7242 FAX:03-5494-7219
E-mail:jimukyoku@jaswe.jp Website:socialworker.jp